

令和2年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年9月3日から令和2年9月15日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年9月7日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐 藤 仁 一	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 文 英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	大 島 光 昭	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	村 山 隆 之	建 設 課 長	板 橋 正 良
産 業 課 長	佐 藤 暢 一 郎	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

傍聴される皆様におかれましては、暑さとコロナ対策の中、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 2 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、6 番、渡部正司君、7 番、小畑博司君、のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

通告により、11 番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。11 番、五十嵐一夫であります。通告の順に従い一般質問をいたします。

一般質問には、提案型、理解型、対決型があるかと思います。今回、質問事項が多いので、前置きを省略し、硬軟織り交ぜ、通算 81 回目の一般質問に入ります。

第 1 に、町役場庁舎移転を着々進めるべく、用地の確保を先行すべきである。であります。

町役場庁舎については、現在の庁舎周辺を新庁舎にすると、位置については条例において明記、決定済みです。その後、財政難ということで、現在進行していません。しかしそれでよいのでしょうか。庁舎整備基金が積み立てられています、積み立てっぱなしで手が付けられていません。

庁舎整備には付近の用地買収を要します。事業を円滑に進めるためにも今着手できるのは用地の確保です。用地の確保あってこそ庁舎建設の計画が進行するのです。用地買

収について何ら手を付けないというのは、庁舎整備を放棄したに等しいと言わざるを得ません。用地の確保に着手の考えについて問うものです。

第2に、東第一土地区画整理事業の進行について、桜木町の都市計画道路の進捗行程を示せ。であります。

当区画整理は事業に着手して、昭和、平成、令和の3時代をまたいでの事業となりました。区画整理の進行が見えるには、道路が築造されることが一番ではないでしょうか。区画整理を大きく推し進めるには、桜木町の都市計画道路が、県道の喜多方街道に延長する道路築造が待たれるところですが、その進行の予定はどうなっているのでしょうか。

一番の難問は坂下を代表する酒造店とどう折衝するかです。この酒造店は坂下の歴史的景観建造物であり、簡単に移転、建て替えをということができないのも現状であると分析します。この道路築造が果たして可能なのかを一番に問うものです。

ここが移転となればその補償費はどのくらいと算定しているのか、事業費総額について変更はないのか、道路の築造と移転についての詳細を含んだ全体の工程について示していただきたいと問うものです。

第3に、町民の指摘と日常において気が付いたこと。であります。

1、消えたままの横断歩道についてであります。福島県では歩行者の安全対策として、横断歩道において道路を横断しようとする人がいるときは、走行中の車両は停止しましょうという運動に取り組んでいます。道路交通法においては、横断しようとする歩行者が横断歩道に立ち止まっていて、停車しなかった場合は道路交通法違反で取り締まりの対象になります。

当町において、横断歩道の指定箇所に白線の横断歩道が明示されていない箇所が多く見受けられます。歩行者の安全確保と福島県の取り組みはどうなっているのでしょうか、町の対応について問うものです。

2、生ごみの集積所の取り組みを進めるべきである。についてです。

坂下町においては、生ごみの収集を見ますと、旧坂下町内以外は指定の集積所に収集日に出すようになっていのがほとんどです。しかし旧坂下町内を見ますと、町の大通りは自宅前の路上が集積所になっており、収集日は大通りが黄色いごみ袋の列になっているのが見慣れた景観です。町内の一部には開発行為により、ごみの集積所の設置義務により集積所があるところがあります。その地区のご近所においては、住環境の維持、カラス対策に効果があり、衛生的でもあります。現在、鉄砲町地区の住宅分譲中の地区において、ごみの集積所を設置したようです。大いに称賛すべき事案であります。

ところで、東地区は区画整理が道半ばであります。区画整理において生ごみの集積所を設置することは、区画整理地区における生ごみ対策として、都市計画とまちづくりを考える上で重要なことであります。区画整理すべてにおいては無理かもしれません。しかし、まだ間に合います。区画整理地区以外においてもできるところからでも取り組むよう提案します。生ごみと申し上げましたが、可燃ごみとご理解ください。

3、中央公園の整備を。であります。

町中にある中央公園について、ある方より指摘を受けました。公園内に人影を見たこ

とがない、私も注意して観察しました。なるほど言うとおりでした。この中央公園、木が育ち、森といっても過言ではない状況です。夜はカラスのねぐらになっています。カラスの糞による路上の汚染が、ご近所や通行者を悩ませています。この公園は外から中が見えませんが、危険です。特に子どもに対して犯罪を誘発しやすい状況です。

そこで提案をするのです。まず、樹木の整理をしましょう。高さを抑え、大木しないことです。この公園、周囲から閉鎖的で入れるところが限られています。歩道に面する部分は植栽を撤去して、歩道側から自由に入れるようにして、車道やロータリーから公園全体が見えるようにして開放し、犯罪の温床の危険を撤去しましょう。このようにすると歩道に面する部分の公園内は自由に通行できますので、歩道部分のカラスの糞害から逃れられます。

また、公園内から保健福祉センターに通行できるので、通行する方を見受けます。公園内の通行者を多くするには、さらに保健福祉センターの南側駐車場からも通行できるように、この塀の4、5mを撤去すれば可能です。カラスの糞害にも対応できます。何よりも公園を有効的に安心して活用するには、自由通路的な空間にして、イベントの会場にも利用可能です。七日町通りのポケットパークを参考に、ぜひとも推進願いたく提案型質問であります。

4、坂下高校の統合についての町としての意思を示せ。であります。

県の方針では、坂下高校が高等学校の統合編成により大沼高校への統合が示されました。坂下町として上意下達で身を任せるのか、町としての意思を進達するのか、町民はじっとして表面には出さないが、経過については関心をもっています。

他の市町村では新聞報道などで統合に対しての異議が取り上げられています。町はどう対処するのか意思を示すべきでないか質問をするものです。

以上、壇上からの質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

皆さんおはようございます。

11番、五十嵐一夫議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第3の4についてお答えいたします。

福島県教育委員会は、平成31年2月に「県立高等学校改革前期計画」を策定し、少子化による生徒数の減少に対応するため、県立高校25校を13校に統合・再編する計画を発表しました。計画には、本町に所在する県立高校2校も含まれており、その内容は、会津農林高等学校は耶麻農業高等学校と統合し、校舎を会津農林高等学校とする、坂下

高等学校は大沼高等学校と統合し、校舎を大沼高等学校とするというものであります。

これまで、統合対象校ごとに「県立高等学校改革懇談会」が開催され、会津農林高校と耶麻農業高校の懇談会では、通学手段の問題や校舎方式の是非等の意見が出されました。坂下高等学校と大沼高校の懇談会では、坂下高校と会津農林高校が統合すべきとの意見がある一方、農業高校に1クラスだけ普通科を設置した場合の問題点等が挙げられました。いずれの懇談会におきましても、住民の理解を含め十分に議論がなされており、時期尚早であるという共通した意見が出されました。

9月2日に、坂下高等学校同窓会長から「坂下高等学校の統合・再編に関し支援を求める要望書」の提出がございました。要望の趣旨は「県との継続した懇談の場が必要であり、今後も会津農林高等学校との統合・再編をしたい旨を県に働きかけていくという同窓会の方針を理解し賛同していただきたい」というものであります。

しかしながら、少子化の進行により生徒数が減少していく中で、県立高校のあり方が検討され、再編整備や特色化が図られていくことは理解できます。また、統合の対象校や校舎の場所、空き校舎の利活用等、十分に検討されるべきことであると考えており、子どもたちのためには、坂下高等学校が坂下高等学校として存続することが一番の願いであります。

今後の県立高校改革に関する議論が、すべての子どもたちのため、質の高い教育を受ける環境と機会が確保されるものとなるよう期待しております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願い致します。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

新庁舎建設事業につきましては、新庁舎建設検討委員会において建設予定地を現役場庁舎付近とするという決定をしていただき、平成30年第1回定例会において議会の議決をいただいたところであります。平成32年度の建設着工を目標に進めてまいりましたが、平成30年第3回定例会において財政上の理由により事業の延期を表明し議員皆さまにもご理解をいただいたところであります。

町では、第六次会津坂下町振興計画前期計画期間である令和6年度までを「財政健全化最重点期間」に位置付け、「会津坂下町財政健全化アクションプラン」においては、財政調整基金残高4億5千万円、実質公債費比率10%以下、さらに行政センター建設基金残高7億円を目標とするとともに、令和2年度から令和6年度までは起債の新規発行額の上限額を4億円として事業の調整を実施しております。

これまでの努力が成果として表れ始め、経過は順調に推移しておりますが、今、新庁

舎建設事業を再開することは収支の均衡を保てなくなり財政健全化へ支障をきたす恐れがあります。

計画的な事業の再開には、議員おただしのとおり用地の確保が重要であると認識しております。振興計画の後期計画期間に建設の基本計画を策定し、その計画に基づき用地取得を進めてまいります。当該地権者の意向等にも配慮しながら、一年でも早い事業の再開を目指し財政の健全化に努めてまいります。以上です。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

都市計画道路「坂下喜多方線」の道路築造につきましては、支障となる家屋の移転を順次実施しており、すでに6割程度の用地が確保できておりますので、引き続き支障となる家屋等の移転を進めていくことにより、時間はかかりますが、道路築造は可能であると認識しております。

次に、2についてお答えいたします。

今後、道路築造を予定している箇所は家屋が連たんしていることから、道路築造に影響するところだけでも10件以上の家屋移転が必要となります。具体的な補償は、算定が必要なため申し上げられませんが、一般の家屋でも2から4千万円程度の補償が必要であり、大規模なアパート、工場等では、関連する借家人補償や営業休止補償なども必要となることから、数億円規模になることも十分想定されます。

次に3についてお答えいたします。

現在の計画では、令和8年度までの計画となっておりますが、事業の進捗状況は60%程度となっていることから、期間の延長が必要であります。また、昨今の物価上昇などの影響もありますので、事業費総額は相当程度上昇するものと想定しております。現在の事業費は約97億円と計画されておりますが、変更により少なくとも1割程度の増となり、100億円を超えるのではないかと考えているところであります。

次に4についてお答えいたします。

道路の築造と移転についての詳細を含めた全体の工程についてであります。まず、現在の町道水原線を廃止する必要が生じるため、う回路を確保する必要があります。う回路につきましては、現在の斎藤くるみ店付近から西側に道路を整備し、そこから県道会津坂下会津高田線に向けて北上するルートを想定しており、3件程度の家屋移転が必要であります。

次に、う回路の確保に続いて町道南裏通線までの工事となります。こちらは4件程度

の家屋移転が必要でありますので、大型の建築物となるアパートがあるため、相当の移転補償が必要となるかと思われます。なお、区画整理事業であり、買収方式と違い移転先の確保が必要であることや、関連する工事として南幹線からの水路整備も必要となることから、相当の時間と費用が必要となります。

最後に酒造店付近となりますが、こちらにつきましても、現在の店舗、工場ともに道路の計画線上にあり、営業しながらの移転は難しいと考えております。この間の折衝の中では、事業について絶対に反対ということではなく、経営上の判断、事業の承継、機器の更新といった事業の計画も踏まえ、タイミングが合えば協力できるということでもあります。

なお、議員おただしのように歴史的に価値のある建造物という点も考慮すれば、移転して保存していくということも選択肢として考えていかなければならないと考えております。移転の費用については調査、算定を実施しておりませんので、具体的な数字は把握しておりませんが、店舗、工場ともに大規模な建築物であり、営業休止補償も発生することから、数億円単位の金額になると想定しております。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第3の1についてお答えをいたします。

道路交通法では、横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務が課せられております。また、歩行者にも道路を横断する際には、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道で道路を横断しなければならないと規定がされております。しかし、横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

町内における横断歩道の設置個所は、交差点のほか渋滞する箇所では横断が危険な地点や学校の近辺など、多くの子供たちが通行する地域に設置されておりますが、五十嵐議員のご指摘のとおり、町内の設置個所において表示が薄くなり、判別がつかない箇所があるのも事実であります。

町といたしましては、福島県公安委員会へ要請をしているところでありますが、県内各地に同様の箇所が多数あることから、更新されずに現在に至っております。

今後につきましては、交通主要3団体であります会津坂下地区交通安全協会、会津坂下地区安全運転管理者協会、会津坂下地区安全運転管理事業主会と連携しながら、交通事故防止のための各種運動を推進するとともに、引き続き福島県公安委員会に要請をしてまいります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

私からは、ご質問の第3の2及び3についてお答えいたします。

はじめに2についてお答えいたします。

区画整理事業の中でごみの集積所を設置することは、法的に義務付けられておらず、現在の事業計画の中で設置は予定されておられません。しかし、区画整理の目的は、よりよい住環境を整備することでありますので、ごみ集積所を設置していくことは景観的、利便性向上のためにも望ましいという見解があります。

ごみ集積所の設置、管理は基本的に地元自治会により行われるものであり、今後も自治会のご意見も拝聴しながら設置を検討する必要があると認識しております。特に資源ごみの集積所については、旧町内ではスペース確保が難しいため、設置の要望があると聞いておりますので、整備が予定されている公園の一面に確保することや、一定の区画ごとに保留地を確保し、自治会や町に購入していただき、ごみ集積所を整備していくという手法についても調査しているところであります。

また、開発行為につきましても、福島県が発行しております「都市計画法による開発許可制度の手引き」におきまして、主として住宅の建築に供する目的で行われる開発行為においては、清掃施設の設置が望ましいとしており、ごみ集積所は開発許可の中で、必ず設置しなければならないものではありませんが、地元自治会の要望も考慮し、鉄砲町の宅地分譲の事例を参考に、行為者への助言という形で設置を促すことも、今後の対応の中で取り組んでまいります。

次に3についてお答えいたします。

中央公園は昭和54年の供用からすでに40年を経過しており、議員おただしのように樹木もかなりの大きさとなり、カラスが営巣するなど、周辺の環境に与える影響も無視できないものとなっております。この間、樹木の一部伐採やあずま屋の土砂撤去、清掃等の対応をしてまいりましたが、根本的な解決につながらないことから、業者による根本からの伐採を計画し補正予算を計上させていただきました。しかし、樹木のサイズが大きく多額の費用を要するため、今後、複数年度に分けて進めてまいりたいと考えております。

本年度は保健福祉センターとの境にあります樹木を伐採し、順次、伐採や植え込み撤去などを進めてまいります。なお、老朽化した噴水につきましても、カラスの糞等による汚染が著しいことから、撤去工事の契約を終えております。また、周辺を囲う塀などの撤去についても、明るく開かれた公園としていく上で重要であると考えております。

今後も中央公園が町民の憩いと癒しの場として活用されるよう、広く意見を拝聴しながら整備を進めてまいりたいという考えであります。

◎議長（水野孝一君）

再質問あればお願いします。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

再質問をさせていただきます。

まず最初に、順序が変わりますが、坂下高校の統合についての、町としての意思についてお伺いいたします。先ほどの町長答弁の中では、ちょっとニュアンスとして、坂下高等学校が坂下高等学校として存続することが一番の願いでありますということがありました。現実的であるのかどうかということです。

政経東北 2020 年 6 月号この統合問題について取り上げられましたが、この中で、鈴木茂雄同町教育長は語るというところがありますが、この記事がそのとおりなのかどうかはわかりませんが、町は同窓会に賛同ということがあります。同窓会はね、同窓会から町と、町議会の請願書というのがあるんですが、先ほど町長の説明ありましたが、2020 年 9 月 2 日付、県からの説明が足りておらず、県との継続協議等が必要である。今後も会津農林高等学校と統合再編をしたいとの旨を県に働きかけていく、というような、これが同窓会からの請願なんです。町として、見解としては何なのか、今町長が言われた、坂下高等学校存続するのが一番の願いでありますということですけども、町としては、じゃあ最終的にどういうふうな統一見解でいくのか、おただしします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

今ほど答弁しましたように、高等学校として町に二つありますが、それが両校とも存続していけるのであれば、それが最高であります。ただ、今議員おただしの様に、現実的にはそうになっておりません。

経過を申し上げれば、もともとはもう 10 何年も前に、一つの町村に二つの高校を置かないという姿勢がありました。その当時は、当然私らも含めまして、坂下高校は会津農林高校より出ていったので、当然一つに集合してやれるものだと思っていました。その後、東日本大震災、非常にその問題が延び延びになりまして、その後に今回の高校の改革が出てきたわけなんです。

その中で、ご承知のように坂下高校は大沼高校と統合して、大沼高校に行く。そして、会津農林高校は耶麻農業高校と一緒にあって、会津農林高校の校舎を使う。その時点でいろんな懇談会もありましたし、坂下高校の同窓会の方々ともお話をしました。そういう意味で、これは時期尚早ではないか、これはこう急ぐんじゃなくて、2 段階に分けてもって説明が必要じゃないかということで、坂下高校同窓会としましては、県のほうに要

望に行きました。私もそれに随行しましたし、当時の議長さんも随行しました。その趣旨に賛同した部分もございます。

そして、その中ではありますけど、やっぱり現実的に見れば、もう 10 年経てば高校生の数が 4 分の 1 減ります。そして、ご承知のように坂下高校自体も、ここ 3 年間で、本当に定数の 5 割、半分に割れているかどうか。そういう状況であれば、やっぱり学校の統合というのは必要になりますので、それであつたら、やっぱり会津農林高校、坂下高校が統合するのが一番じゃないかというのは、これは趣旨であります。

そういう形でいろんな話をしてきたわけでありまして、ご承知のように、今回、坂下高校同窓会より、会津農林高校と一緒にになりたいという要望書が初めて出されました。それまでは、それまではそういう具体的な形じゃなくて、やっぱりもっと時間を持つべきじゃないか、もう統合するんだつたら一次統合、二次統合でもいいから、そういう形でいくべきじゃないか。そういう話でありました。

そこで問題の中で、現実的には坂高、会農の懇談会、耶麻農と会津農林高校の懇談会やっています。両方 2 回。会農と耶麻農の 3 回やっています。その当時の最初に私はこう申し上げました。この四つの高校で統合するんだつたら、どうせなら一つの高校に統合して、ある意味では地域間の交通の便が悪いんであつたら、やっぱり学生寮をつくってでも、そこまでいかないと 10 年後にまた同じ問題が出ますよ。

ただそれは現実的ではないですよ、実際の話。当然、さっきある坂下からなくすな、あるいは喜多方からなくすな、美里からなくすな、と地域間の問題があります。これはやっぱり我々は、もう小学校、中学校の統合で経験してます。子どもたちのためと地域のため、どっちを優先するか、そういう考えでいけば、やっぱり学校統合はやむを得ないと。

だからそれをどうすればいいかということで、今現在でもそうでありまして、やっぱり基本的には二つの高校を残すと、私、答弁申し上げましたけども、具体的にいくのであれば、やっぱり坂下高校と会津農林高校を統合させていただいて、そして県の方針で実業高と普通科は一緒にさせないというのであれば、二次統合も含めた中でいくべきじゃないかと、そういう話になってます。

それからもう一つ、地元に坂下高校あります、会津農林高校もあります。会津農林高校に対して耶麻農のほうからは、やっぱり議員おただしのように、統合反対の声も出てます。これやっぱりいろんな経緯がありまして、南会津の統合の反対もそうですけど、昔合併する前の町村にあった地域から一つの町村になっちゃうと、なくなるという方向もあります。

そういう意味で、やっぱり坂下町に二つ置くというのも、10 何年も前から、置かないというのは前でありますので、それを具体的に二つ置かないなら一つにしましょうという方向でいきたいと思うし、今回、具体的な形で坂下高校から、同窓会から要望が出ましたので、それに沿った対応を町としても、あるいは当時校、もう 1 校ありますので、考えていく時期に来ているというか、もう具体的に、個人的は、私、県に行けば、教育長と話してますけども、そういう方向でいきたいなとは思っております。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今、答弁の中で、町長の姿勢としては、坂下高校は会津農林高校と一緒にというふうにするというのが望ましいというような答弁であると私は受け取りました。それで、いろいろ坂下町の、この統合問題というのが、ほかの町村から見るとメディアに取り上げられる回数というのが、私は少ないんじゃないかと思うんですよ。ほかはなかなか強烈に出てますけども、やはり今日、こういった一般質問で、こういったことがなされた。そして町長の姿勢も出た、こういったことがあれば、すぐメディアを呼んで、こういったことがあったから、こういったこと取り上げてくれというのも一つの方法でありますので、いろんな形を利用して、坂下町民はほとんど、会津農林と坂下高等の統合を望んでいるというふうに、私は理解してるんですよ。

ですから、そういった機運を盛り上げるべきじゃないかと思うんですが、最後にもう一度、そういった気概を持った答弁をいただけないでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

確におっしゃるとおりであります。ただもう一つ、今ほど申し上げましたように、今の前期、後期の統合で、10 年後にもう一回統合しなきゃならないという部分、話は決定済みです、もう人口的に見て。そうしたら、じゃあ仮に一つ残ったとしても、会津農林高校として残ったとしても、それがその 10 年後に存続できるかどうか、これも非常に大きな問題になります。今から具体的に考えられないかもしれないですけども、そういう方向も考えていかなと。

ですからそういう意味で、坂高と会農の統合問題もそうありますけど、じゃあいずれにしろ統合になった跡地をどうするか、そのことを含めていけば、今、会津農林高校というのはご承知のように、昔であれば農業高校というのは地域の後継者という位置付けが大きかったんですけど、今は農について学んで、地元の伝統文化をやって、伝統野菜をやり、伝統芸能を継承して、そして道の駅にも参加して、ふるさと納税にも出品し、そういう形で、いろんな形でやってます。

それと、今度、私、ちょっと話は大きくなるんですけど、どういうふうに県とのつながりを持っていくか、福島大学がフィールド学習として候補地、あるいは農学部をつくるという話があったとき、私も福大の学長さんと 3 度お会いしました。ぜひ会津に持っ

てきてくれないか、その当時、郡山とかほかの地区では、財政支援をするから持ってきてくれないかと言ったんですけど、結局はそこに落ち着きました。ただ、そこでの連携というのはつながると思いますし、ここはやっぱり県とのつながりとしては、農業センター、あるいは普及所、いろんな形で一つの核をつくれますので、特にやっぱり会農生、今いった部分だけじゃなくて、小学生に対する指導もしておりますし、そういう大きな核を、これからまたつないでいく、その中においてのこの統合問題も含めて考えていかないと、本当に会津の中で二つ、三つの高校でよくなるという時代も来るかもしれませんので、いろんな角度から検証しながら、よりよい形でいきたいと思いますし。

だから一つのことだけで、あるいは発進するというのもいいかもしれないですけど、発進しっぱなしで終わってしまうというのは、一番やっぱり結果としてはよくない部分があります。そういう意味では、先ほどある雑誌社の話をされましたけど、活字になればそれが当たり前だと思う、今、風潮が強いので、そういうことを含めた中で、じっくり検討しながら、今言った方向、坂下町にある二つの高校の考え方に寄り添っていきたいと思います。以上です。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

いろいろ答弁、いっぱいいただきました。希望としては、いわゆる坂下町から、坂下町の意思を、シグナルを送ってほしい。やっぱり上意下達じゃないんだということを、ぜひ進めていただきたいということを申し上げ、坂下高校について終わりたいと思います。

次に、第3の消えたままの横断歩道でまいります。福島県公安委員会、要請しているところでもありますということではありますが、公安委員会さんは、警察署含めて、よく取り締まりはよくやるんですが、やはり一番は歩行者の安全、これが一番なんですね。ですから、その白線引きをやっていただかなくちゃいけない、安全のために、町民のために。そこには強いシグナルを送っていただきたい。というのは、こういった議会でもこういったことが取り上げられたんだと、そういったことをやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

今、五十嵐議員おっしゃったとおりなんです。今、実はここで私のほうからも申し上

げましたが、交通安全の3団体というようなこと申し上げました。この団体、やっぱりこういった団体から要請なり、要望なりということで出されますと、こういった機関というのはやっぱり動かざるを得ないというようなことで、なかなかやっぱり予算の厳しい部分もあります。

それで、こういったことで、今、確かにコロナ禍の中で要請というのは、どうしてもなかなか厳しいというようなところは十分あるわけではありますけれども、ただ、どうしても道路の関係になりますと、国道、県道、町道こうありますけれども、いずれの道路についても横断歩道、そういったものについては、公安委員会でもってラインを引いたりというようなところが、どうしてもあるというようなことでございます。

ちょうど南幹線、これにつきましては、町のほうの管理になってますので、例えば町のほうで舗装の張り替えをします。そういった場合には、ちょうど今、厚生病院の前なんかそうなるんですけど、牛沢街道にいくところの変則交差点あるんですけども、そこはちょうどアスファルトの張り替えやりました。そういった場合には、町のほうでラインを明確に引くといえますか、そういったことが可能になってくるんでありますけれども、なかなかその工事と併設するような状況にないというようなことになってくれば、今度はその公安委員会のほうで管理をするというようなことになってくると、今ほどこちょっと申し上げたような内容になってくる。

ただ、どうしてもやっぱり児童の、児童生徒通学、それから高齢者の方、あるいは障害者の方も含めてというようなことになろうかと思えますけれども、そういった事情を十分鑑みながら、我々も力強く要請はしてまいりたいというようなことでありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

強く運動していただきたいようお願い申し上げます。

次、ごみのほうなんです、これについてはちょっと時間がなかなかないので、ちょっと要望だけ申し上げます。今、答弁いただいた中なんだけれども、ちょっと私納得いかないのは、法的に義務付けられておらずというところなんです、開発行為のときに、法的に義務付けられていないけれども、法的、やれというふうな命令でやっていたのが事実なんです。それによってつくられたところがあるんです。まちづくり、何をするのか、よい環境づくり、区画整理はね、3,000 m²くらいの開発許可より上なんです、でっかく。それでレベルが下だというのはおかしい。そういったところを深く認識して、取り組んでいただきたいということを申し上げる。

あと、中央公園ですね、いろいろ伐採についてやっていくということがありました。大変そのとおりしていただきたいんですが、イベント広場としていろいろ使えると思い

ますので、今後、私、提案申し上げましたことをいろいろ取り組んで、研究していただきたいということを申し上げます。

続きまして、町役場の庁舎移転についていきます。行政センターの建設整備基金、現在残高が2億9,000万ほどです。本来は3億9,000万あるべきなんですね。繰り替え運用で1億円、ちょっと使っている。結局、この基金残高が2億9,000万、今残ってるんですね、1億円繰り替え。農地取得とかそういったことというのはできると思うんですけども、用地の取得者に、所有者に権利の移動とか、いろんなことが生じて、取得が難航することもあると思うんですけども、そういったことについてどう考えているのか、お伺いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

五十嵐議員おただしのとおり、今現在、行政センター整備基金については、額面上3億9,000万円、そのうち1億円を繰り替え運用しているところでございます。また、新庁舎建設にあたりましては、地権者の方々が、対象地権者の方が8名ございます。その方々に対しては、今後、今現在の会津坂下町の財政状況、並びに今後の建設の予定等を丁寧にご説明申し上げ、その中でご理解を賜りたいというふうに考えております。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

事業用地の確保ができてこそ庁舎の計画ができるんじゃないかと思います。やはり自分のところでも、家を建てるとか何かのときは、用地を確保して、どういうふうなところなのか、それから計画する。今の考えだと、ずっと、いざじゃあやれっといったときに用地の確保からしようと、そうすると、この用地の所有者にもいろんな事情が出てくると思うんですよ。現在、機運が盛り上がったとき、用地の取得、建物までは建てるお金がなくても、2億9,000万円あったら何かしらできるんじゃないかということです。

それと併せて、庁舎建設準備室ありますが、職員は配備されていないようですが、この1年間、何を活動したのかお伺いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

令和元年度までにおきましては、庁舎建設準備室に専門員を配置し、先進的な庁舎建設の事例等について研究してまいりました。令和2年度からは、庁舎建設準備室を政策企画班の班長が兼務して実施しております。この期間、様々な業者さんから提案がありました庁舎建設についての手法、並びに各町村で行われてます庁舎の建設の実態などを研究をさせていただいたところでございます。以上です。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

庁舎建設については、やっぱり時間がかかりますので、私が申し上げたこと、十分肝に銘じてやっていただきたいと存じます。

続いて第2に移ります。答弁の中で、金額がどのくらいかかるかわからないということがありました。数億円とか、ありましたけども、ある程度、例えば大きな、今、酒蔵さんだったら、移転するのにだいたいどのくらいかかんだよとか、普段からね、やっぱりそういったことを話したり、コミュニケーションを掴んでおくべきじゃないかと思うんですが、そして、その中に何回もやると、その酒蔵さんは、じゃあどういうふうにしようとか、いろんな計画が立つと思うんですが、この中で工程表を示せということを私は申し上げたんですが、だいたいいつごろやるのか、アバウトなことでもいいから、それはしないのか、お伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

その路線までいくには、まず、今、桜木町地内のある程度の部分が、今、移転補償、終わっている部分から、斎藤クルミ屋さんからの迂回路の、1本の迂回路道、もう1本の本線まで、南裏通線までいく部分の移転補償という形になりまして、今、財政シミュレーション的には、事業費約1億円という部分で進め、今、シミュレーション上は進めているような形になりますので、一般家庭でありますと、約3,000万から4,000万の移転補償がかかります。

あそこの水原線の部分に関しましては、基幹水路である東区画の水路の水を下流に流す基幹水路も設置しなければならない、敷設しなければならないということで、基幹水路の部分については、単独費で施工をしなければならない部分もございますので、その

単独費の施工が約 15、6 年かかるのではないかとこの部分が想定しております。そこで移転補償 4,000 万、1 億というアップパーのシミュレーションがありますので、その部分を含めながら考えると、今後、きれいに整備するには、きれいにというか、ある程度の形が見える道路、形が見える部分にいくには 10 年程度かかるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

10 年程度はかかるんじゃないかということで、我々も、ああ 10 年程度だ、10 年程度で見えるのかなと思ってはいけないんですね。今までそういうふうに言われてきたんだから、だけどなかなか遅々として見えてこない部分があるわけです。

でね、一つちょっと私も思うんですが、この歴史建造物に対してね、移転もということであったんですが、これは一つ坂下の顔なんですね。ここと、あとその反対にある建物ものね、で、この道路、ずっとつなげると、どちらもこれ取り壊しになっちゃうんですね。移転が可能かどうか分かりませんけども、やっぱりそうすると、町としての歴史的建造物に対して、思い入れとか、町としては、じゃあどうなんだと、そういったことがあると思うんですが、まずそこを一つ聞くことと。

あと時間ですので、そのほかにもう一つお願いしたいのは、ルートの変更を考えてはどうかということなんですね。やっぱりもうそこを通さないということも方法じゃないかと思うんです。私もいろいろ考えると、今、東側、道があるんだから、少しくらい曲がったって、そちらのほうと県道のほうを、四つ角を移動したりするということになると、そこは移動しないこともできる。そういったことも考える必要があるんじゃないかと思うんです。

というのは、ここを移転していただくために、今言ったように西側の東南町だのね、道路、広げなくちゃいけない、迂回路をつくらなくちゃいけないとか、いろいろいっぱい出てくるんですね。やはりそういったことをもう一度練り直してやるべきじゃないかというふうに思うんですけども、その二つの点で、いかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

酒造会社さんのお店の部分については、歴史的な価値があるものと認識しております。その、例えば移転していただくには、解体再築工法がいいのか、曳家がいいのか、ただ、

実際的に土間等、基礎等が少なければ移転工法というのもなかなか難しい部分ではありますが、技術的には可能でありますので、その部分も含めて曳家工法が一番いいのかどうなのかも含めて総合的に判断してまいりたいというふうには考えているところでございます。

実際的に酒造屋さんの店先が、店の部分がかかるような形になります。喜多方街道にぶつける、直接的に十字交差するには、ぶつけるためにはお店のほうがかかるような形になります。実際的にその道が狭くなっていいのかどうなのか、ただ、実際的にこの変則交差になった場合、それが交通上、支障がないのかどうなのかも含めて、総合的にこれから、この次、また全体的な見直しをかけなければいけない時期になっておりますので、その部分を含めながら、東区画整理全体の事業の見直し、金額の、事業費の総合的な見直しも進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

時間ですので終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 5 番、横山智代君登壇願います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)(登壇)

5 番、日本共産党、横山智代でございます。通告の順により質問をいたします。

新型コロナウイルスが再び全国に急拡大しています。今ままで感染者がいなかった会津でも、昨日、喜多方で 1 名確認され、17 名になりました。今後さらに拡大が予想されます。当町においては、まだ感染者は出てはいないものの、時間の問題かもしれません。出ないことを願うばかりです。

このコロナ禍のもと、子どもたちは 3 月の一斉臨時休業、そして卒園、卒業式の簡素化、4 月の入園、入学、その後再び一斉臨時休業、学習環境、生活、全てが大きく変化した中で、大人以上に不安を募らせていたことでしょう。中学生から、これからは心配とか、授業がわからないなど、不安を抱えている声が届いています。

コロナ禍は学校がいかに危機に弱い、それだけではなく、どれだけ子どもたちにとって大切な場所であるかを私たちに教えてくれました。

そこで質問いたします。学校再開後の教育現場において、子どもたちの様子に変化はなかったのでしょうか。また、教職員の負担は大きくなってはいないでしょうか。

次に、学習の格差はないでしょうか。休業中、時間にある程度の余裕のある保護者の方は、学習に目が届いたり、また、塾に通わせたりもできたでしょうが、家庭に一人、または子どもたちだけで過ごした子どもたちはどうだったのか、学校側はそれをどのように捉え、そして今後どう対処するのでしょうか。

次に、子どもの心の健康についてです。坂下の休業後の子どもたちの心の健康はどうなっているのでしょうか、とても気になるところです。ユニセフは今年5日までに世界の38カ国の子どもの幸福度について調査いたしました。日本は身体的健康ではトップですが、精神的幸福度は37位と最低レベルだったとする報告書を公表いたしました。これは自殺率の高さなども加味しての回答だそうです。学校問題がその鍵となっています。子どもの精神的ケアの充実が課題となっている今、このコロナ後の子どもたちの心の健康がとても気になります。心のケアにしっかり取り組む教育が必要、そう思います。子どもたちの中で、集中できない、イライラする、寝付けない、よく夜、目が覚める、いやな夢を見る、一人ぼっちだと感じる、そのような統計も出ております。

次に、第2の新型コロナウイルスへの対応について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大の中、PCR検査の拡充により、エピセンターを抑え込むことが急務ですが、政府の対応はなかなか進みません。

坂下町は会津西部、そして奥会津の中核となる町です。人々の命、暮らしを守り、感染拡大の不安を払拭するためにも、国や県の対応を待たずに対応はできないものなのでしょうか。お隣の会津若松市、喜多方市、そして磐梯町などは、住民、そしてそこに通う通学生、そこに通う就業者、他町村の方も受け入れ可能としています。独自にPCR検査を行うとしています。また、平田村、古殿町は、PCR検査ももちろん受け入れますが、このたびの帰省の学生に無料で検査を実施しております。

検査をするから患者が増えるのではなく、検査をしないから感染が広がり、患者が増えます。誰でも、いつでも、何度でも、検査を受けたいと思ったときにすぐ検査を受けられる体制をつくる必要があります。抗体抗原検査などもありますが、正確さにおいてはPCR検査を超えるものはありません。

次に、第3、健康管理センターについて伺います。町にある健康管理センター、この健康管理センター、以前は職員が常駐しておりましたが、このセンターの役割、これは現在どのようになっているのでしょうか。

また二つ目に、以前、健康管理センターにおかれていた健康器具類についてですが、使用していた団体の中から、その団体が備品としてそこに置いていたものも全てなくなっていたという話が出ています。あの健康器具類はどのような形で処分され、そしてまた使用している団体には何の連絡もなかったようですが、それについて伺いたいと思います。

次に、このセンターの使い方です。どのように使われるのか、現在使用されているたちは、町の健康増進のため、そして長寿、健康、それを考え、皆さんボランティア、ま

たはグループごとでそれぞれに町のためにも考えながら、あそこを利用している、そんな話も出ています。ただ、そのセンターを使うにあたって、そのセンターの使用の仕方、予約の取り方、そしてそこで発生する、そのセンターの使用料、それを支払いにいく場合のとても不便さ、そしてとても融通のきかない町の対応に対して、町民の方々から様々な声があがっています。たった 200 円とはいえ、200 円を払うためにわざわざ町まで来なければならない。300 円払うのに、暑い中、町役場まで来ている。そんな声が嘆かれています。

最後に、国民健康保険税についてです。この国民健康保険税の子どもにかかる負担軽減についてですが、この質問は平成 30 年第 3 回定例会でも質問いたしました。18 歳未満の子どもに対する均等割の減免実施は、非常に厳しいとの回答でした。

当町は子育て支援に力を入れて取り組んでいます。ですが、サラリーマンなどが加入する被用者保険においては、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わりません。しかし国民健康保険は世帯内の加入者数に均等割保険税が賦課されるため、子どもが増えるほど保険税が上がっていきます。子育て支援に逆行するものです。

県内では、白河市、南相馬市が子どもの均等割減免を行っています。また、ほかの自治体では、第 2 子、第 3 子以降の減免、そして多子世帯減免、所得制限を設けて対象を大学生まで広げている自治体もあります。

このたびのコロナ禍で町民の生活も大きく変化し、税金、特に国保税が大きく家計にのしかかり、家計を壊す根源ともいえるものになってきています。坂下町の明日を担う子どもたち、そしてその子どもたちを育てる家庭に対し、ぜひこの減免対策を実施できないものでしょうか、壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 04 分）

再開を 11 時 15 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

5 番、横山智代議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 2 の 1 についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、保険適用されたことを踏まえ、都道府県、保健所設置市または特別区が帰国者・接触者外来等の医療機関に対して、行政検査であるPCR検査を委託できることとなっております。

8月末に国の新型コロナウイルス感染症対策推進室が示した今後の取り組みによりますと、地域における外来診療の医療提供体制と検体採取体制を踏まえた、検査体制の抜本的な拡充がなされる予定であります。

本町におきましても、現在、季節性インフルエンザ流行期を踏まえた、新型コロナウイルス感染防止に対応できるよう、両沼郡医師会と総合的な対策を検討しているところであります。

検査体制は、感染症対策と社会経済活動の両立に向けた考え方の整理が必要です。PCR検査体制を充実することは確かに有効と思われますが「感染の疑いがあっても検査を受ければ安心」とすることにもなりかねません。感染者が増加している本県、そして管内においては、まず、なお一層の感染防止対策を進めていくことが、第一であると考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

全国一斉臨時休業の要請を受け、子どもたちの健康と命を守ることを最優先に一斉休校を実施しましたが、子どもたちの学習の機会を確保し、生活のリズムを早い時期に取り戻させることが必要であると判断し、分散登校や短縮授業等を実施し、5月24日の全面学校再開を迎えました。また、行事等の見直しをするとともに、夏季休業を8日間短縮して学習指導を行い、現在では、計画通り、学習が進んでおります。

この新型コロナウイルス感染症が発生してから学校はもちろん、保育所、幼稚園でも、職員が一丸となって「三つの密」を避け、マスクの着用や手洗いなどの基本的な感染対策を継続して実施するとともに、保護者のご協力を得ながら、毎朝の体温測定や体調管理などを実施してまいりました。

今まで、子どもたちは自由に意見や考えを出し合い、話し合いや学び合いをしておりましたが、この新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3密をさけるため、今まで通りの活動が制限されてきました。子どもたちや教職員に大きな負担やストレスが生じているものと考えております。

本町では、一つの学園構想のもと、「学びのスタイル」を中心に学習指導を進めており

ますので、新型コロナウイルス感染症による指導方法の変更は余儀なくされていますが、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、教育活動を継続してまいります。

次に、2についてお答えいたします。

子どもたちの教育の機会の均等を図り、子どもたちの個性やよさを伸ばし、人格の完成をめざすことが、教育行政の大きな使命だと考えております。

学習に関しましては、子どもたちの個人差や能力差があり、理解するまで時間を要する子どももおりますので、お互いのよさを生かし学び合うことができる授業をめざし、指導方法の改善に努めております。一方、学力を向上させるためには、家庭の協力が不可欠になります。家庭学習など、学びの習慣化を図るため、その必要性を保護者に丁寧に説明し、連携していきたいと考えております。

今後、新型コロナウイルス感染症や災害等により、臨時休業を実施せざるを得ないこともあります。家庭においても学びを継続させ、学力の格差が生じないようＩＣＴ機器の活用について研究してまいりたいと考えております。

その他、学習の格差という議論の中で、家庭の経済力の格差や貧困問題が取り上げられることがあります。町としては、各種の助成・給付制度をはじめ、子育て中の保護者の様々なご相談にのり、保護者に寄り添って、安心して子育てできる体制を整えております。今後も未来をつくる子どもたちの生きる力を育むために、各種制度等を活用し、支援を行ってまいります。

次に、3についてお答えいたします。

子どもたちの心の健康を保っていくには、まず周りの大人が子どもたちをしっかりと見守り、子どもたちが安心できる環境をつくっていくことが大切であると考えております。子どもたちのストレスによる行動の変化にいち早く気付くために、職員に対しては、子どもたちの様子をしっかりと見て、話に耳を傾け、前向きな言葉かけをこれまで以上に行うよう指導しております。また、保護者には、規則正しい生活を心がけ、子どもたちの話を聞く機会を増やし、小さなサインを見逃さないようお願いしております。

不安を持つ保護者や行動の変化が見られる子どもがいた場合は、学校や教育委員会、スクールカウンセラーが積極的に関わり、サポートしてまいります。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第3と第4についてお答えいたします。

はじめに、第3の1についてお答えいたします。

健康管理センターは、町民の健康の保持及び増進を図るために設置し、また町民すべての健康管理拠点として建てた経緯があります。現在は乳幼児健診や健康相談、総合健診やがん検診に加え、健康増進を目的とした自主活動グループへの施設の提供などを行

っております。

次に、2 についてお答えいたします。

以前、機能訓練室にありました「ヘルストロン」「エアロバイク」「階段式の昇降台」「つり革」などは、平成 28 年度に廃棄処分しております。ヘルストロンにつきましては、平成 5 年 3 月に利用開始となり、装置の法定耐用年数が 10 年のところ、点検を続けながら 20 年使用してきました。更新の機種が高価なためリース契約について検討しましたが、1 日平均利用者が 4 人弱に減少したため、廃止としたところであります。

次に、3 についてお答えいたします。

センター開所以来、使用料は無料で運用してきましたが、本年 4 月より、他の町公共施設と同様に施設使用料を徴収することになりました。今般のコロナ禍では感染症の拡大防止に努めながら、各種健診や施設の提供など運用してまいります。また施設は 30 年を経過し、設備の老朽化が目立つようになりました。今後は適切な維持管理や設備の更新を行いながら、施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、第 4 についてお答えいたします。

国保税の軽減につきましては、国保加入世帯の被保険者数や所得の状況により均等割、平等割を対象に、7 割、5 割、2 割の軽減を実施しております。現在の国民健康保険の運営状況を鑑みても、子どもに係る均等割の減免を実施することは非常に困難な状況にあります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があれば、お願いします。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

再質問をさせていただきます。

最初の一歩目の新型コロナウイルスへの対応についての PCR 検査の実施ですが、感染の疑いがあっても検査を受ければ安心とすることにもなりかねないというような答弁がございましたが、決して感染の疑いがあっても検査を受ければ安心というような形にはならないというよりも、そんなことを思って PCR の検査を受けたいと思う方たちがほとんどではないと思うんですが、それに対して、どのようなお考えでこういう言葉が出てきたのでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

PCR検査については、いろいろマスコミ等でも、その方法について議論されているところでもあります。一番の問題は、偽陽性という問題があると思います。偽陽性というのは、感染してないのに陽性というような結果が出るということがあります。

現在、横山議員がおただしのように、PCR検査というのは疑いのある方にだけ、対象にしてやっております。この検査の対象というのは、むやみに広げた場合ですけども、先ほども言いましたような偽陽性の方、その相対的に偽陽性の結果の出る方というのが非常に増えるという恐れがあります。そうしますと、考えられるのは、医療機関、大量にそういった方が、その治療とかの対象になりまして、医療機関の崩壊につながってしまうのではないかとということがいわれております。

これは事前確率ということで、よくいわれることでありまして、統計学を用いたものでありまして、これもネット等、調べればわかるかと思いますが、ベイズの定理というのがありまして、これは医師の国家試験の中でも出てくるような内容になっております。こういった専門家の意見というのをまず聞くのが大切かと思いますが、私のほうでは、先ほどそういった答弁でお答えしたわけでありまして、以上でございます。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

偽陽性の方が増えるのではないかとというような、そういう答弁ですが、それよりもなによりも、現在、まずエピセンターといわれる感染の震源地、これを探すにしても、それを抑え込むことが、まず一番の大事な感染拡大につながるというふうにいわれていますが、誰もが、どこでも、何度でも検査を受けるということは、別にその偽陽性の人が増えるということにはつながらないと思うんですね。それよりも、まずこの新型コロナウイルス、まだ正体がはっきりしない、そして収束すらまだわからない状態の中で、みんなが不安には思っています。

誰でも受けたから、これ陰性だったから私は大丈夫なんていうふうには、決して皆さん思いませんし、それよりもなによりも、症状の出ないクラスター、そしてそれがどこに存在するかも、今、わからない状態の中、本当に自分で変化が何かあったときに、やはり検査を受けておこう、それがまずほかの人たちに感染させる、そういったことが防げる一番大事なことだと思うんですが、それに対してはどのようにお考えですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

PCR検査受けて、例えば今日、陰性の反応が出たとします。それは今日の段階であって、受けて、それからその以降に感染する可能性もあるということで、それがいろいろ指摘されているところでございます。私みたいな素人が、ここでPCR検査のことをお話しても、ちょっといかがわしいと思われると、どうしても信ぴょう性というの薄れる可能性もありますけれども、これは医師も含めた中で、専門家、それぞれの立場がありますので、そういったことの見解になっております。

福島県でも、福島県の感染症対策のアドバイザーとして、県立医大の教授である金光先生も同じようなことをおっしゃっておりまして、PCR検査というのは、やるべき人に行うのが非常に大切であり、無尽蔵に行うべきでないという回答もしておりますので、私が言ってもだめかもしれませんが、先生のおっしゃっていることを信じるほうが、専門家のコメントですので、そちらを確認して信じていただきたいと思います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

何度言っても堂々巡りになると思いますので、ただ、本当に皆さんの不安を払拭する意味では、誰もが、いつでも、何度でも検査できる体制を望みます。

次に質問を変えます。次ですが、まず教育問題、教育行政についてですが、先ほどの答弁の中で、職員が一丸となって三つの密を避けて、そのことはいろいろなところで出てくる言葉でございますが、この三つの密、これが子どもたちにすごく大きなストレスになっているというような話もよくいわれておりますが、これに対してはどのようにお考えでしょうか。

また、これに対して、どのようにこれを、この三つの密を子どもたちにわかりやすく、そして新たな生活様式の中でこれをどのように捉えていくのでしょうか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

職員もどのようにこの新型コロナウイルスを子どもたちから、子どもたちを守るかということで、それが第一の使命として毎日職務に専念しているところです。

学校は、三つの密があつて、なすべき教育活動が今まで展開されてきました。密集、子どもたちが学級に集まり、そしてあるときは先生が、近くに寄ってごらんと来て呼んで、そして説明をする。そして、友達同士が自分の言いたいことを言って、その中には

大きな声も出るときもあると思います。グループで話し合って、そして効果的な学習をしてきたと。または教室というその限られた空間の中で展開しなければいけないということで、三つの密を避けるということが、いかに先生方にとって大変な、今までの指導方法からの変更を余儀なくされているのかということについては、十分把握をしながら、可能な限りこういう方法で学習したらばどうだろうかということで、文科省のほうからもその手引が出ているところです。

その手引にしたがって、学校それぞれに工夫を凝らしながら話し合い、このように学習しようということで進めているところです。ただ、その中には、学ぶべきものも多くあります。今まで何とはなしにやっていたことが、このコロナウイルスから子どもたちを守るためにどうやったらいいかということで、改めて見直すことがあります。

例えば、給食についても一つそうです。人間の本能が出る、食べるという活動において、今まではみんなで、がやがやがやがやと話しながら配膳をしたりしていたんではないか、それをもう一回、食事につばとかいろんなもの入らないよう、よく手を洗って、そして並んできちっと配膳をして、そして食べた後も、俺、おかわりするということで、走り回るように前のほうに行かないで、きちっと必要な分については、先生方がある量をきちっと確保してあげて。今までやってきたことを見直す、そういう機会にして、一つ一つを子どもたちに寄り添っていく、そういうことが大事だと思っています。

これから何年も、もしかしたら1ヵ月、2ヵ月終わらないで、1年、2年続くかもしれません。でも、教育活動においては、一つ一つの活動に意味をもたせながら、子どもたちにわかるように話をして進めていきたいと思っています。今までこうやっていたのが、何で先生いけないのと、子どもたちは必ず出ます。そうしたときにきちっと子どもたちに、こういうわけで今度このようにするからねという、そういう話し方を先生方にするように指導しているところです。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

ぜひ子どもたちの心を育てる、そして個々を大事にする指導、そして生命と健康の安全を子どもたちに対して確保することを優先に、これからも指導を続けていただきたいと思います。

また、今、文科省の中で盛んに取り上げられるようになりましたが、少人数学級、これに対しての町の見解はどのようになるのでしょうか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

少人数学級は、平成 14 年から福島県が全国に先駆けて実施をしてきています。現在、学級の編成は標準法という決まりがあった中で、小学校 1 年生は 35 人、そして 2 年生以上は 40 名という、そういう規制の中で学級編制をしています。しかし 40 名近い子どもが学級の中にいたんでは、なかなか一人ひとりに目が行き届かないということで、実際に福島県では 1、2 年生、そして中学校 1 年生は 30 人、そして小学校 3 年から 6 年、中学校 2 年、3 年は 30 人程度学級ということで、33 人を基準数としてクラスを編成しています。その編成の基準によっては大きな指導において差が出ます。

例えば 30 人でいった場合に、30 人までは 1 クラスなので、それが 31 人に子どもが 1 人増えただけで、16 人と 15 人のクラスということで、2 クラスになることになります。それは、小学校の 1 年生、2 年生で、学校にまだ慣れない子どもたちを丁寧にみていく上では、とても大切な人数であると思っています。

中学校 1 年生に、なぜその 30 名というのを適用しているかという、坂下町はまだいいんですが、ある程度いろんな学校から子どもたちが集まってきます。その小学校 6 年生が一日も早く子どもたちを学校に馴染ませて、小さな変化をみていくためには、やはり 30 人学級でやっていこうという県の考えもあります。

そういう学級編成ですので、今現在、小学校においては 1、2 年生は東小は 20 名程度、そして南小は 28 名で編成しています。そして 3 年生から 6 年生までは、両方とも 21 名から 30 名の範囲で学級編制をしています。中学校 1 年生にあっては、1 年生は 26 名、2 年生、3 年生も 35、6 名ということで、40 名ぎりぎりの、多くはないんですが、そういう形で実施をしているところです。

子どもの人数が少ないに越したことはありません。子ども一人ひとりに目がいきますので、大変、人数を少なくするということは大事なことでと考えています。ただ、あまりにも少なくなり過ぎても、子どもたちが集団での活動がなかなか十分に行えないということで、実際に 30 名くらいを基準として教育ができるという形が一番理想かなと考えています。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

今、中学校 1 年生の人数が 26 名ということで、4 クラスの編成になっていますが、2 年生になった時点で、現在の中学校 1 年生のクラスを 3 クラスから、4 クラスから 3 クラスに変えるというような話が出ておりますが、これに対してはどのようなお考えで。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

2年生の段階でクラスを少なくして、そして展開していきたいというのは、一つは26という数字、今、一生懸命計算しなきゃいけないんですが、33人である程度クラスを増やしますので、あるクラスが33掛ける、132名までですと、これは4クラスになります。3クラスにするということは、99名までだと3クラスになります。だから100名を超えると4クラスをつくることができます。ただし、いろんな県においていわれていることは、1年生の段階で子どもたちの様子をみたので、今度は、例えば100人になって4クラス分の先生をいただけることになります。どちらを取るかは学校、また教育委員会の判断です。

したがって、33人で、その小さなグループで、少人数で指導するのか、1クラス分先生を呼んでいただいて、TTという形で、結局、学習が十分に身につかない子どもたちに寄り添った、そういう指導をしてもらうために、1人先生を使っていきたいと思いますという形で活用できますので、子どもの実態、それから学校の先生方の教科の実態によって、活用、最大限、子どもたちにとって力が付くような編成にしていくように考えていきたいと思います。以上です。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

子どもたちのこれからについては、本当に望むことがたくさんありますが、学力の格差が生じないように、ICT機器の活用を研究するとございますし、町でもそのような予算の取り方をしておりますが、このICTについても、指導する側の先生方でもICTに不得手な先生、全ての先生がICTに長けているとは限らないと思います。それによって逆に教職員がICTを活用することになって、よけい負担を感じたりとか、そういったものもすごく危惧されますし、また、家庭内においても、このICT、その他タブレット、そういったものを使いこなせる家庭、そしてそのほかに、そういう環境じゃない家庭、子どもたち、そういったこともあると思いますが、それに対してはどのように対処なさいますか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

ICTの活用というのは、子どもたちがこれから避けては通れない、時代を生き抜くために大事な力だと考えています。先生方にとっては、ICTを使いこなせない先生方もおります。実際に、学びというのは五つの感覚をフルに使って今までは学習ができました。ICTを使って、よくテレビ等ではオンライン学習ということでやっていますが、オンライン学習は視覚と聴力を使った学習です。目で見て聞いたもの、力でもって勝負をして、わかったかわからないかということを確認しなければいけない、ながら進めていかなきゃいけないので、学習の形としては、私あまり好ましくないなと思っています。

先生が近くに来て、どう、わかったのと言って、その手を取って教えてもらう。そして先生が来たときの、その先生の肌の感覚であったり、そういうことが近間でなされて、はじめていろんな体験から先生の信頼感が湧いて、学ぶということに子どもも意欲があって、そして学びが深まっていくのかな、そういう学びが今までの学校でありました。

それが、今このコロナの感染症拡大、またはいろんな災害でもって、危険を犯してまで学校にこいとは言えませんので、各学校で、各家庭で学ぶだけの学びを保障してあげなくちゃいけない。そういう意味で、各家庭にi P a d等を配置せざるを得ないときに配置をしていきますが、その使い方については、各学校で万が一のときに備えて、各学校でもその学び方、そのICT使って、i P a d使ってどのようにやるかについては、何度も練習していきたいと思っています。

また、先生方の教え方も、このi P a dによんで、ICTを活用することによって全然違います。私が今こうやって説明していることを、ICT使うことによって、ここに映像として出たり、文字として出たりします。そういうことを使いこなすことによって、聞いてだけで学ぶことが不得手なお子さん、例えば映像によって、または見ることによって理解が深まる子どもさんにとっては、大変有効な学びに機会になるんだろうと思います。

そのために、先生方がどのようにICTを使ったらいいかということについて研修をする、そういう機会をたくさんつくっていきたくて考えますので、一人でも多くの先生方がいろんな機会に、そのICTを使いこなせるように、そういう学びを進めていきたいと思っています。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

とにかく子どもたちの学校生活から、ゆとりや楽しさが奪われています。授業の詰め込みすぎは本当の学びにはならないと思います。ぜひ質の高い学びの環境、そして学ぶ喜びを分かち合える、少人数学級で豊かな学校生活が過ごせるような環境を、ぜひ心がけてつくっていただきたいと思っています。

次に、健康管理センターについて伺います。健康管理センターの中の健康器具類のものについて、廃棄されたということですが、健康管理センターの中に使用していた団体の備品が含まれていたというような話が住民の方から出ておりますが、ここを使用していた方たちに対して、この健康器具類廃棄に対しては何の相談もなく、そして何の、了承まではいかなくても、これを廃棄しますなりの、そういったお知らせはなかったのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

各種団体については、事前相談ということに関しては、確かにありませんでしたけれども、健康器具については、設置以来 30 年が経過しまして、非常に老朽化し、使用上の上で非常に危険であるということで判断して、撤去に至りました。

あとヘルストロンにつきましては、実際利用されている方に確認を取った上で、それについては廃棄したというような経過がございます。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

ヘルストロンについては、本当にそこで利用されている方といのは、ここにもあるように少なかったようですし、そういったものについては、また別ですが、その廃棄したものの中に、使用していた団体のものがあったということは確認してなかったのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

備品については町の備品だけですので、先ほど休み時間のほうに確認も取りましたけれども、団体についての備品ということはなかったというふうに確認を取っております。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

団体のものはなかったというご返事ですが、使っていた団体からは、自分たちが使用していたものが置いてあったというふうな報告が来ていますが、それについてはどのように対処なさいますか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

答弁については、先ほどと同じような答弁になります。確認しておりません。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

次に、このセンターの役割ですが、ここにもありますように、町民の健康の保持及び増進を図るために設置とあります。健康増進を目的とした自主活動グループへの施設の提供とありますが、現在、坂下町では体育館が今ない、その状態の中で、普段、学校の体育館は昼間は使用できません。となると、各コミュニティーセンター、もしくは町の中であれば中央公民館、そしてこの健康管理センター、ここが唯一のその活動の場所になるのではないかというふうに思われますが、この自主活動グループへの施設の提供ということがスムーズに行われているのでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

スムーズに行われております。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

使用されている方たちの中からは、ここを借りて自分たちが本当に健康増進を目的として活動するために借りたいという、その申し入れをしても、いろいろ町の職員からいろんなことを言われて、なかなか借りにくい、そして本当にいやな思いをしているというような声も聞かれています。それに対してはどのようにお考えですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

健康管理センターの役割というか、今、貸し出しをしておりますけれども、もともとの健康管理センターの役割ですけれども、法律的な問題になりますけれども、地域保健法に基づくもので、法律の中では保健センターということがその名称となっております。もともとの目的としましては、住民にとって身近で、そして利用の高い対人保健サービスを提供するということになっております。貸し出しについては二次要素ということで、健康を主体とした団体に対しまして、一度その利用団体としての利用登録をしまして、そして貸し出しということを行っております。

先ほど横山議員のおただしにありました。何度も借りるときとお金払いに行くとき、何度も来なきゃならないのが大変だということありましたけれども、公共施設を、私たち開放して、それについてはある程度目的を達成したと思いますけれども、そういった料金の支払いとか予約についての住民サービスの向上については、実は 10 月から 1 回で済むような形で、申請を行ったときに一緒に利用料も払っていくということで見直しを図っておりますので、そういったことで、先ほどの私答弁しましたけれども、今後は問題なくサービスを提供できるのではないかとこのように考えております。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

ぜひそれについては、以前から要望いたしておりましたので、そのように、皆さんが本当に借りやすい状態の中でということと、さらに要望いたしますが、その中で、先ほど来、保健センターとしての役割といいます。現在あの健康管理センター、常駐の職員がおりません。そして、受付業務というか、すぐそばに、今度、今はこころの森ですか、が入っていると思うんですが、そうすると、こころの森は町職員ではないので、いろいろ聞いても、私たちはわかりませんというような返答があるそうなんです。そうすると、先ほど来の、この保健センターとしての役割と何か食い違ってくる部分がある

んですが、常駐しないのであれば、保健センターとしての役割の意味がないんじゃないんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

常駐、非常駐の問題ですけれども、職員の配置体制ということで、平成 29 年度に国の方で調べました市町村保健活動調査というのがあるんですが、それによりますと、健診や、あと保健事業の実施だけに開場というか、施設を開放している市町村というのが 3 割おります。つまり、普段は無人にしているということが 3 割いるということです。

こころの森の職員が、町の職員ではなくて、こころの森の職員になるわけですが、全くの無人ということではありませんので、町としましても、厳しい財政の中でやりくりをしながら対応していただきたいということは、私たちの一つの努力ですので、それについてはご理解を願いたいと思います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

町の財政が大変だということは、もちろん皆さんもご存知ですし、それについてどうのこうのということではないんですが、それにしても、無人の状態の施設が県内で 3 割あるということですが、ほかの団体が、ほかの自治体が無人でおいておくからここも無人でおいて平気だということにはならないと思いますし、ましてや町民の方々は、そういったことに対してもわからないわけです。常に町の職員の方々の答弁の中には、自分たちが知っていて当然だから、皆さんもわかって当たり前というような、とても住民側にしてみれば、すごく不親切な、そして聞いていることに対しても丁寧に、本当にわかりやすく懇切丁寧に教えてくださるという職員の方も少ないと思うんですが、この健康管理センター、そもそも今、常に使わない状態で、閉めたままでも平気で、今後その状態を続けていくということなんじゃないでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

全くの無人ではありませんので、先ほど言った全体の中で3割の自治体が無人であるというのは、鍵がかかった状態で、全然開いてないという状態のようなことをいいます。坂下町の場合ですと、こころの森の職員はいますけれども、中に入ったり、あとその日に予約して使う団体があれば、わざわざ鍵を借りて使うような、そういった面倒なことは、私どものほうではサービスの一環としてさせておりませんので、ほかのその無人の場合とは違うということをご理解願いたいと思います。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

無人の状態ではないということであれば、本当に町民の方々が健康増進を目的として、様々な活動をこれから計画してなさるわけですので、それに対して本当に一緒になって、皆さんが安心して、そして喜んで使いやすい、そういったセンターをこれからもぜひ望みますので、職員の方たち、住民の方々に、自分たちが知っているから、わかって当然というような態度ではなく、皆さんにちゃんとわかりやすい説明をしながら、懇切丁寧に指導にあたってほしいと思います。

最後に、国民健康保険税の子どもにかかる負担軽減についてですが、これもまた今回も非常に困難な状況にあるということではございますが、本当に子どもたちがたくさんいて、国民健康保険税、払うのに本当に大変でしたという、そんな声も多く寄せられています。少しでもこれから、その子どもにかかる負担軽減が、ぜひ解消されるようこれからも取り組んでいただけるよう望んで、質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、横山智代君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 13 番、青木美貴子君登壇願います。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)(登壇)

皆さん、こんにちは。13 番、青木美貴子です。通告の順にしたがい、一般質問を行います。

暑い夏を迎え、新型コロナウイルス感染症とともに熱中症など、自然に脅かされた日々です。つくづく人間は弱い生き物と痛感いたしております。また、これから迎える秋、冬に発症するであろうインフルエンザも、また同じかと不安を抱いております。

しかしその中で、先週行われた町村対抗軟式野球大会において、我が会津坂下町がツーストライクスリーボール、ツーアウトという本当に最後の一球によって、みごと逆転勝利をいたしました。町民にとって素晴らしい感動を与えてくれたと思っております。来週、再来週、19日の第2回戦には、皆さんと一緒に応援に行きたいと思っております。

さて、坂下町の広報8月号で、誕生児が1名という記事を目にしました。いろいろな意味で少子化の現実を目の当たりにしたような気がいたします。このままでいいのか、また私たち生きているものが子孫に残すことができないのか、痛感いたしました。坂下町は子育て日本一を目指しておりますが、子育てする前に、まず赤ちゃんを授かることが基本であると感じております。その件については、プライバシーの問題もあり、なかなか公に対応できないと思いますが、町として子どもが誕生するまでの支援も密かに必要かと考えております。

国や県では、育休を取りやすくしたり、育児給付金の増額などがうたわれておりますが、まだまだ不妊治療に対する意識は薄いと私自身思います。と同時に、町独自の不妊治療への支援が必要かと改めて感じます。その背景には、晩婚化や男女ともに身体の変化、考え方の違いも生まれてきているものですが、子どもがほしくてもできない方もたくさんおられるのではないのでしょうか。治療費に高級車1台購入できる金額になっている方も事実おります。また、心も身体も負担を感じながら、子ども授かりたいという、心で耐えているご夫婦も多いはずです。町は治療する方へ、応援しているという姿勢を少しでも伝えるべきではないのでしょうか。

以前にもこの不妊治療対応について質問させていただきました。その結果、平成30年4月1日より、平成31年3月31日までの1年間、町としての補助金が出されました。1年間という短い期間ではありましたが、これによってホッと、助けられた方もいたと思います。国も県も不妊治療としての補助金制度は設けていることは十分理解しているつもりです。ただ、この坂下町において、継続的に実施できないものか問うものです。

また、現時点での出生率と町としてのシミュレーションの違いはあるのか、あるとすれば町としての取り組み方をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、2問目の質問といたしまして、下水道工事進捗状況についてお伺いいたします。

町のあちこちで下水道工事が行われております、旧坂下地区3カ所の下水処理場があります。住民にとって下水道への期待は大きいものと思います。話によりると、接続率が少ないと聞きますが、現状はいかがなものでしょうか。

また、これから始まるであろう農業集落の下水工事に対する見極めはどのように思っているのかをお尋ねいたします。

次に、コロナ禍によるふるさと納税や、町物産物流はどうなっているのか。今年になって計画した物産物流販売が思うように進まず、大変苦勞なされていると思います。しかし、努力なされている姿も目にいたします。そんな中、国による持続化給付金を受給した件数は何件ほどあるのか、そして今まで対応してきた経過や、新たに生じた問題点は何なのかをお尋ねいたします。

また、長引くコロナ禍により、計画変更や独自のやり方があればお聞かせください。

この質問に対して、先で行われた町長の施政方針の中に、大変回答となるような文がたくさんありまして、納得する部分も確かにありました。

最後に来年度の地方交付額について伺います。コロナ禍における国の第1次、第2次大型補正予算の影響はどのように想定しているのかを伺います。安倍総理大臣が辞任を表明され、国の見通しも立たない現時点ではありますが、もし影響があるとしたら、それに対する当町としての対策はあるのかお伺いいたします。

壇上より質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午前0時02分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

13番 青木美貴子議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第4の1と2についてお答えいたします。

政府は新型コロナウイルス感染症対策関連経費を主とした第1次補正予算25兆6,914億円、及び第2次補正予算31兆9,114億円を編成しました。

これを受け本町では、特別定額給付金事業分で15億8,449万7千円、子育て世帯臨時特別給付金事業分で2,017万3千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4億1,448万1千円を財源に補正予算を編成し、町民1人当たり10万円の給付や、会津坂下町生活支援事業実施計画に基づく各種事業を実施しているところであります。

今回の国の補正予算の財源は、国債の追加発行によるものではありませんが、中央銀行である日本銀行による買入れとされており、国債の利息が金融緩和策により市場に還元されることから、次年度の地方財政計画に大きな影響はないものと考えております。

また、令和3年度までの新経済・財政再生計画においては、経済財政運営と改革の基本方針2018で定められた地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取り組みと歩調を合わせつつ、地方交付税の交付を受けている自治体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう

実質的に同水準を確保する」という方針が定められており、次年度においても、この原則により地方財源の総額確保がされるものと考えております。

ただし、本年度実施される令和 2 年国勢調査の結果による人口の速報値が、次年度の普通交付税算定に用いられます。本町の傾向として、国勢調査の都度、約 1 千人ずつ人口が減少していることから、この人口減少に伴う減額は想定されます。また、普通交付税の財源となる所得税・法人税等が本年の経済活動の縮小により大幅な減収となることが予想されることから、臨時財政対策債の増額が考えられます。

このことにより、会津坂下町財政健全化アクションプランの取り組み目標とした、年間の起債上限 4 億円を超過する可能性もありますが、臨時財政対策債は、その全額が後年度の普通交付税に措置されるものであり、今後の町の財政運営に支障をきたすものではありません。

地方財政計画については、例年 12 月末に次年度の国の予算が閣議決定された後に各種資料が公表され、地方交付税の総額も見えてきます。本年度につきましては、令和 3 年度予算の概算要求もコロナ禍の影響により例年より 1 ヶ月遅れの 9 月 30 日となっており、現時点では見通しが非常に難しい状況であります。

今後の国の状況を注視しながら、町財政の健全化を念頭にしつつも、収束が見えない新型コロナウイルス感染症への対応は確実に実施できるよう、次年度予算編成に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の方が安心して検査や治療を受けられることはとても大切なことです。不妊治療の町の現状については、プライバシーの観点から町では把握できませんが、国の公表によりますと、2015 年に実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦は、全体で 18.2%、子どものいない夫婦では 28.2%です。これは、夫婦全体の 5.5 組に 1 組に当たります。

国では、事業実施主体を都道府県、指定都市、中核市として、医療機関を指定し、不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施しております。それを受けて、県では、特定不妊治療費助成事業として、体外受精または顕微授精、及び、男性不妊治療に対して、夫婦の所得の合計が 730 万円未満で、治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦を対象に、1 回の治療につき 15 万円、初回の治療については 30 万円を限度として助成を行っております。通算助成回数は、初回の妻の年齢が 40 歳未満の場合は 6 回、

40 歳以上である場合は 3 回まで利用できる制度となっております。

不妊治療に関する町としての公費負担については、まず妊娠ということに関して、当事者であるご夫婦が治療を選択することについて、十分に考慮する必要があると考えております。厚生労働省の検討会報告書によりますと、不妊治療支援の基本的な考え方として、妊娠・出産に係る意思決定、子どもを産むのか産まないのか、いつ産むのかなどは、当事者が自らの意思で行う事柄であると示されております。プライバシーの保持、自己決定権の尊重などの認識に立ち、人口減少対策として、治療費の助成を第一に位置付けることではないと判断しております。

町といたしましては、希望する妊娠・出産の実現のためには、まず妊娠等に関する正確な知識を持つことが第一歩との考え方から、男性も含め、必要な知識を広く普及・啓発することに努めるとともに、育児支援など子どもが健やかに育まれるための施策を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第 1 の 2 についてお答えいたします。

人口の減少や少子高齢化の進行に伴う社会的課題を解決していくためには、人口ビジョンにおける出生率及び出生数のシミュレーションと、それに相応した施策の展開が重要であると認識しております。

平成 27 年 10 月に策定した「会津坂下町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 30 年の総人口を 1 万 5,775 人と推計していましたが、実績値は 1 万 6,096 人であり推定値より 321 人上回っております。出生率につきましては、平成 26 年から平成 30 年までの平均を 1.54、出生数の合計を 546 人と推計していましたが、出生率はシミュレーションどおり 1.54 であったものの、出生数は 491 人であり推計値より 55 人下回っております。これは、20 代から 30 代の女性人口が減少していることが一つの要因であると考えられます。

このような状況を的確に捉え、子育て支援策を充実するとともに、子育て世代の移住、定住を促進し、人口が減少しても活力があり町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまちを目指してまいりたいと考えております。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

はじめに、下水道事業の進捗状況について申し上げます。

本町の公共下水道事業は、全体計画面積 281ha のうち、事業計画面積、180.8ha であります。令和元年度末現在の整備面積は、116.7ha であり、面整備率は全体計画に対しては 42%、事業計画に対しては、64.5%となっております。供用開始区域内の人口は、3,967 人であり、そのうち接続している人口は、2,962 人であります。接続率は、74.7%であります。

本年 6 月に、公共下水道事業計画区域外及び一部の未整備区域の世帯を対象に、今後の下水道事業計画を検討する資料とするため、アンケートを実施しました。735 世帯のうち 356 件の回答があり、48.4%の回収率でありました。

アンケート結果について簡単にご説明申し上げたいと思います。接続意思については、50%の方が「接続したい」と回答しております。「接続しない」が 18%、「わからない」が 30%となりました。

接続しない理由としては、多い順から、接続工事費の負担、高齢・後継ぎがいない、家が古い、下水道使用料の負担などであり、少子高齢化社会の進行により将来への不安が表れた結果となっております。アンケートから読み取れることは、生活環境の改善及び、公共用水域の水質保全のためにも下水道整備を望む意見が多く、期待度は高いということであります。今後の整備につきましては、接続に対するニーズの高い地区から計画的に管渠埋設工事を進めてまいりたいと考えております。

排水設備工事に対する補助制度につきましては、平成 28 年度までは、早期接続を促す観点から供用開始後 1 年以内の接続に対し 2 万円から 1 万 6 千円の補助を行ってまいりました。平成 29 年度より住宅改修支援事業に統合されましたが、平成 31 年度に廃止されました。過去の補助申請件数の実績を見ますと、年平均数件にとどまっておりますので、補助制度が接続件数に直接影響しているとは考えておりません。したがって、今後についても新たな補助制度の創設は行わず、積極的な普及啓蒙活動を通して、水洗化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第3のうち、ふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、平成 20 年度の制度創設以来、地方自治体の自主財源確保、物産振興の有効な手段として注目されております。

本町のふるさと納税につきましては、平成 28 年度の約 5,400 万円から、返礼品に対する規制が厳しくなった平成 30 年度には 3,000 万円を割り込むまで減少しております。令和元年度は、新たな返礼品の追加等により、前年度比 9.9%増の 3,257 万 1 千円と増

加に転じております。

本町の8月末現在のふるさと納税額は、コロナ禍においても、前年同月比約47%増の1,193万円となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛、ステイホーム期間中にインターネットでのショッピングに費やす時間が増加するなど、生活様式の変化が表れた結果であると認識をしております。

また、本年度は、新たな返礼品として、アスパラガスやモモなど、8種類、17品目を追加したこと、フェイスブック等SNSでの情報発信を積極的に実施したことも納税額の増加につながったものと考えております。町の特産品である返礼品の品質や特徴を明確に伝えることで、納税額の増加に直接的につながることから、情報発信の重要性を改めて認識をさせられたところであります。

ふるさと納税は、地域を応援することが本来の目的であります。魅力的な返礼品を提供している自治体へ集中していることも事実であります。今後も返礼品や情報発信を充実させ、町の魅力発信、自主財源確保のための重要な手段として、積極的にふるさと納税を活用してまいります。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第3のうち、町物産物流についてお答えいたします。

はじめに、(1)についてお答えします。

本町の物産物流につきましては、例年、日本橋ふくしま館ミデッテ、北本市、埼玉県富士見工業団地等の首都圏へ赴き、町の物産品の販売及びPR活動を実施してきましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏での活動ができず、物産品の対面販売ができなくなったことから、事業者の売上が減少している状況であります。

次に、(2)についてお答えします。

コロナ禍による物産物流については、首都圏で対面販売活動ができない事業者の売上の回復を図るため、会津坂下町観光物産協会で「会津坂下町ふるさと産品ネットショップ」を開設し、坂下産米、馬刺し、味噌等39品目の販売を行っております。その申込者に対して、送料を町において負担する事業を、地方創生臨時交付金を活用し、実施しております。

また、姉妹都市である埼玉県北本市の農産物直売所「桜国屋」に、本町の物産品販売特設ブースを8月3日に設置し、1月末まで、季節ごとに、農産物、果樹、物産品等を販売してまいります。

さらに、北本まつりを主としたイベント等が中止となりました。現地に赴くことができなかった事業所等に、本町の物産品等のカタログを作成し、カタログ販売の申込をお願いしているところであります。

今後も、ネットショップ販売やカタログ販売により、季節ごとの旬な物産品を首都圏等の消費者にご紹介し、販売してまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎13 番（青木美貴子君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番（青木美貴子君）

それでは、再質問させていただきます。1 番の人口減少の不妊治療について質問させていただきます。

プライバシーという観点で町は把握できないということが一番の大きな壁になっているとは思いますが、密かに相談窓口センターを設けるなり、そういう事業は今行っているのでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

窓口としては開いてるんですけども、実のところは相談にいらして、思ったほど相談にいらしてないということの現状があります。この問題については、治療がやっぱりなかなかうまくいわずに、そしてそういったときの精神的な支えというのが非常に必要ではないかというふうに思います。そういったことが、本来であれば補助金以上に必要であるはずなのに、なかなか議論されないといった問題があるかと思います。

会津坂下町の、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの 15 ページにもありましたけれども、保健師によるフォローアップというのが明記されております。そういったこともありますので、不妊治療の知識、専門的な知識に加えまして、具体的な日常生活とか、それに対する対応策というのも含めて、総合的な保健師によるフォローアップというのは、今後必要ではないかというふうに感じております。

◎13 番（青木美貴子君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番（青木美貴子君）

近隣におきますと、喜多方市、西会津町、磐梯町、湯川、三島町、美里町などが、そ

の相談センターを設けているわけですが、坂下町もそこに名前が入っていないからやっていないということではないと思いますが、どういう形でその不妊治療を受けている方の心を把握しているのか、そこら辺、もし例がありましたら教えてください。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほども相談件数、実施件数が少ないというお話をしましたが、これについては、やっぱりPR不足ということも考えられますので、できるだけ多くの方にその制度というか、仕組みを知っていただくように努力をしていきたいと思っております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

今、生活課長がおっしゃったように、PR不足ということは痛感しております。というのは、町はその不妊特定治療に対してどう考えているんだろうとか、町は両手を広げてそういう悩んでいる人を待ってるよということは、私の目には入ってこなかった、入っていない、今までは入っていないような気がするんですけども、今後どのような形でそのPRという方法を考えているか教えてください。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

根本的な問題としましては、やはり当事者から申し出ていただくことが一番だと思いますので、当事者が言いやすいような環境づくりをしていくことが一番大切と考えております。PR不足も踏まえまして、今後対処していきたいというふうに考えております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

回答の中に人口減少対策として治療費の助成を第一に位置付けることはできないと判断、治療費を補助するということは第一ではないと。でもそれは、施策として、やはり逃れられない部分だと思うんですけど、そこら辺、治療費を補助する以外にももっと、今おっしゃったような相談窓口も含めてどんな方法があるかお聞かせください。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

心の問題とか、あとメンタルの問題が非常に中心になりますので、言葉に言い表すことというのは非常に難しいことだと思います。まず不妊という問題については、まず当事者が一番最初に経験する非常に心の傷かと思います。そして治療を実際に進めるにあたって、なかなか妊娠に至らないといった場合の繰り返しというのも現実的にはあります。そういった場合に、その心の傷とかストレスというのは増えていくわけでありますけれども、そういった場合の、単に不妊の技術の問題だけではなくて、当事者に対するメンタルケアというのは我が町だけではなくて、国全体としても遅れているような現状あるかと思います。

県のほうでも先進的なカウンセリングというのは、名目だけは開いているところであるんですけども、なかなか進まないといった現状があります。専門的な治療の問題も含めまして、心理的な援助というのは今後必要かと考えておりますので、保健師とも協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

確かに本人同士ということなんですけども、本人同士とともに、ご家族の大きな悩みになっていて、結局、私たちくらい年代のお父さん、お母さんが、自分の子どもが赤ちゃんができないということに対して、ものすごく悩んでるっていうのが、家族全部でそれを捉えている、どうしよう、どうしよう、何でできないんだ、何でできないんだろうということではないんですが、その不妊治療に対しての不安を抱いている。

町はそれに対してどう考えてるんだ、町はって、本人同士の問題であると、今、説明は受けましたけれども、その町でも待ってるんだよと、コウノトリが来ることを待ってるんだよという、こう柔らかいPRというのも私はこれから必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

当事者のご両親の問題とか、今お話がありましたけれども、そういったことも一つの当事者にとってはストレス、プレッシャーになるかと思います。あとそれから、国のほうでも合計特殊出生率を 2.07 にしろというような、それ自体も意外と当事者に関してはストレスになるかと思います。もっと温かい目で何とかそういった当事者、カップルを見守っていくことができないかということで、これは心の問題にもなりますので、その治療の問題だけではなくて、精神的な問題も一緒になって取り組んでいく問題かと思っていますので、国に頼るのではなく、一番に現場に近い保健師も含めまして考えていきたいと思っております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

そうだと思います。よほど 10 年、15 年くらい前よりは、心ない、私たちの、私たちが、年配者の言葉で、結婚すればすぐ子どもができるという感覚で、まだできないの、つくらないのとか、1 人目ができても 2 人目ができないと、どうしたのとか、そういうできない本人にとってみれば心をえぐられるような言葉をかけられて、傷ついたというの何人か聞いております。だから、それが社会的にやはり、ああ、そういう時代になってるんだなということを少しでも周りの人が気が付いて、できないことに対する批判の目じゃなくて、大変なんだということを持ち寄れるような、優しいまちづくりにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続いて、出生率のシミュレーションなんですけども、出生数はちょっと増えて、出生率は増えているということで、出生率が下回っていると、このシミュレーションというのは、ある程度いろんな社会状況にかけてシミュレーションを立てられたと思うんですけど、この今の現在の状況をどう町として捉えているか聞きます。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

このシミュレーションにおけます実数値につきましては、議員おただしのとおり様々

な社会的な要因が関わってきているというふうに思います。今、あらわれている数字の中では、平成 26 年度末の 20 代、30 代の人口と、平成 30 年度の 20 代、30 代の人口を見ますと、男性の減少率は 11%、女性の減少率は 12%となっております。先ほどの答弁のとおり、減少人数については女性は 175 人というふうになってますが、女性のほうが減少率が高いということを考えますと、やっぱり働く場であったり、あともう一つには、進学で坂下から首都圏に行かれて、そのまま就職される方々などが大きな要因かというふうに思っております。

様々な要因がここにあらわれてきているわけなんですけど、それらの要因につきましても、丁寧に洗い出していきながら施策に反映させていきたいというふうに考えております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

数字ではないと思いますが、やはりこう向き合っていないと、何か坂下町がなくなっちゃうような不安に募られるような思いでございました。

続いて、下水道問題について伺いいたします。旧坂下地区には 3 ヲ所の処理場がありますが、接続率なども含めて、今、回答いただきましたが、この回答と私の再質問することがちょっとダブってすみませんけども、やはり人口減少と空き家が増えてる中での、坂下東第一土地計画みたいに、計画はしたけれども、それが思うようにいかない。じゃあ下水道工事はどうなるんだろうという、先のこともかもしれませんが、何かそういうのが見え隠れするんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

これからの住宅情勢という部分が大きく響いてくるのかなというふうには考えてございます。今現在アンケートの中でもありましたように、家の後継者がいないという部分では、今、住宅を改修しないという部分が大きな障害要件になっているのかなと、接続するための障害要件になっているのかなというふうには考えております。

ただ实际的に、これから移住定住の部分も総合的には入ってくるかと思うんですが、いかに町として空き家を有効活用するために、今現在ホームページでも PR させていただいておりますし、若干少ない率ではありますが、その空き家を購入して町外から移住してこれらてるという方もいらっしゃると思います。空き家をなるべく少なくすることも一つ

の政策になろうかと思います。

今現在では、この県道から北側のほうを計画区域として、今現在、事業を推進しているところではありますが、今後、県道から南のほうに事業が推移していった場合、なかなか時間もかかりますし、これからの住宅情勢がどういうふうに変化していくかという部分も見極めなければならないという部分があるのかなというふうに、今、考えております。

今現在におきましては、今ある既存の住宅にいかに早く接続して、家を維持していただくという部分での改修、下水道に接続する改修、宅内改修という部分に注視させていただきながら、率先してPR活動していきたいというふうには考えているところでございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

旧坂下町3ヵ所の処理場と別に、結局これから南のほうということは、その中には農業集落ももちろん生じる場合があるんですけども、農業集落の場合は宅地のみでなく、敷地全体の面積での工事の負担がかかると聞いたんですけど、その点はいかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

実質的には受益者負担金の部分、農集排のまた別な負担金の部分については、農集排の場合につきましては、1 枡、宅地の中で1 枡付けるのか、2 枡付けるのかによって30 万が60 万になるという部分になります。今現在、農業集落排水事業につきましては、新たな事業採択という部分でありますと、その区域全体の接続率、同意率が高くなければなりません。なおかつ、採択から事業完了まで約10 年ちょいかかるような形になりますので、その事業期間、これからの集落においての人口減少等々も考慮しながら、町全体の社会情勢も考慮し、なかなか事業が進まないという部分が、現状がございましたので、今現在は農業集落排水事業については休止しているという部分でございます。

その補完の事業という部分ではないんですが、合併処理浄化槽の事業を積極的に取り組まさせていただきますと、下水道区域以外の集落排水区域の部分については、合併処理浄化槽の設置事業に取り組んでいるというような状況になっております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

その合併処理というと、何件かが一緒ということで考えていいのか、合併、その。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

排水事業の部分につきましては、下水道、公共下水道という部分がありまして、それは区域ごと、集落排水についても区域を設定させていただいてやってるんですが、合併処理浄化槽の設置の事業につきましては、戸別、戸別という形になりますので、今回の当初予算のほうでもあがってますが、ある程度予想される基数、合併処理を設置する、新たに改修する家、もしくは新築する家を想定させていただいて、その戸別、戸別の家に対して合併処理浄化槽を設置させていただいて、そこに対して補助を交付する、補助金を支出させていただくということでやってる事業でございますので、今は集落の部分については、その合併処理浄化槽の補助制度を活用して、浄水の部分、きれいな水を流すという部分に、その事業に取り組んでいるというような状況になります。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

ありがとうございます。この間、もう行われました長井地区なんかは、その方法とはまた別ですか、教えてください。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今、集落排水につきましては、長井地区の部分も集落排水事業、あと実際的には、喜多方と一緒にやっている、喜多方市で所管しております真木、津尻区も含めて、坂下、直接施行の部分では5カ所で、津尻、真木地区で喜多方市に事務委託という形で、今回

の補正でもあげさせていただきましたが、その部分も含めて、全部で6地区について農業集落排水事業を展開しているというような状況になってます。

◎13番(青木美貴子君)

議長、13番。

◎議長(水野孝一君)

13番、青木美貴子君。

◎13番(青木美貴子君)

やはり今、回答いただいたように、空き家の問題と人口減少の問題と、社会状況によってだいぶ計画も変わっていくと思うんですけども、計画だから進めていくのか、それとも、それを見極めながらやっていくのか、そこら辺は今の段階でどのように考えているのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

町全体的な部分に関しましては、なかなか事業進捗にも時間を要する、費用的にも多額な費用を要するという部分では、なかなか進まないという現状もございますので、今現在の部分では、積極的にというよりも、主に施行区域をある程度要望の多い地区について、ある程度限定させていただくとともに、上水道との絡みもございますので、上水道の老朽管更新事業と併せた中で下水道の埋設工事を進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

◎13番(青木美貴子君)

議長、13番。

◎議長(水野孝一君)

13番、青木美貴子君。

◎13番(青木美貴子君)

それでは下水問題については終わりにいたします。

次に、コロナ禍によるふるさと納税、町物産物流について、さっき質問の中でも言いましたように、町長の町政説明にも書いてありましたように、インターネットを使ったりということで、いろんな面で努力なされている姿はわかるような気がいたします。これによって今まで行ってきた物産交流とか、そういう販売が、このコロナ禍になれるという失礼なんですけども、コロナ禍によってこういうのが当たり前になってくるのが危惧されるんですけども、その点はいかがでしょう。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

コロナ禍で先がまだまだ見通しのほうにつかない状況でございます。そういう状況であれば、今、はじめました今回のネットショップ、それからカタログ販売のほうを継続して実施していきたいということで考えております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

このコロナ禍によっても生じたであろう、前にもちょっと出されたふるさと納税の中身についてなんですけれども、去年ですか、やはりお墓の管理とか、そういう問題も出てきたと思うんですけれども、そういうのがコロナ禍によって、また話が出たとか、そういうお話はないですか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

今、青木議員おただしのとおり、全国的にふるさとに帰ることができない、お墓参りができないということによって、お墓参りの清掃業務、あとお墓参り代行サービスのふるさと納税商品が各地で人気になりつつあるというような状況かというふうに思われます。

当会津坂下町におきましては、消費者の方々からの要望であったり、メールであったり、今のところは届いてないというような状況にありますが、今後はそのニーズが高まっていくというふうに認識をしております。この実施につきましては、観光物産協会と連絡を取り合いながら、今後対応できるような方向で調整はしてまいりたいというふうに考えております。

また付随しますが、ふるさと納税の返礼品の状況を見ますと、やっぱり坂下町の米、特産品であります米が一番高い状況にございます。次が馬刺し、それと3番目にリンゴが人気を博しております。これから秋を迎えまして、リンゴのシーズンになりますので、これからはリンゴをメインとしたふるさと納税のPRをしていくということと、あとそばですね、生そばも含めまして、そば祭りが開催されないで、今、そば粉、そばの実の

行き場を失っているというような新聞報道もされております。それらも受けまして、そばのふるさと納税でのPRを優先的に行っていきたいというふうに考えております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

今そば粉が出たので、一緒に質問させてもらいますが、これから今まで予定しておりました、そば祭りもこれからどうなるのかわかりませんが、すべて今まで上半期から見てきて、町の行事がコロナ禍によって縮小とか中止が多くなっております。このそば祭りもどうなるんだろうという町民の不安もあります。中止することは簡単なんですけども、取りやめないで何とか持続できるような、そういう方法というのも見出していかなくちゃいけないんじゃないかと思うので、このついでといたら失礼ですけども、この際にそのそば祭りのあり方なども含めて、考え直しているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

そば祭りにつきましては、その実行委員会がございまして、9 月の 8 日にその実行委員会の代表の方に集まっていたいて、そば祭りの開催について、中止するか、それに代わる何かをするか、催しをするかというようなことで、8 日の日に決定するそうでございます。

町としましても、そば祭りが今のコロナ禍の状況で、今までのような密集、密接になりますので、今までのやり方は当然、これは厳しいなということになります。ましてや会津管内で感染が出たということで、これは厳しいと思っております。

それに代わる、要するにそばの振興、そばのPRということで、どうするかということでございますが、その実行委員会の中でも話し合われると思うんですけども、各店でいろんなやり方はあると思うんですが、期間を設けて坂下町内のそばの提供できる飲食店にそばを出していただくとか、あと販売していただくとかというようなことで、そば祭りに代わるようなPR、催しを考えているところでございます。以上でございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

最後の 4 番の地方交付税交付額についてなんですけども、町長の答弁で、財政運営には支障がないということの返答でございましたので、これに対しては、まだ国も落ち着かない状態ですので、この言葉を信じて、ぜひお願いしたいと思います。

最後にこのコロナ禍による補助金の制度とか、そういうことに対して、町職員がいち早く会津地内においては対応したことに対して、私は大変素晴らしいことだと思っております。坂下町早いねという話をあちこちから聞いて、職員の方の対応の大変さがわかったような気が、わかったというか、理解できたような気がいたします。この場をお借りいたしまして、坂下町、素晴らしい町にもっともっとなりますよう努力していきたいと、お互い頑張っていきたいと思っております。

これで質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、青木美貴子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、2 番、蓮沼文明君登壇願います。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）（登壇）

2 番、蓮沼文明でございます。通告の順に従いまして、一般質問を致します。本日は私自身議員となりまして初めての一般質問となります。町行政と議会がお互いに切磋琢磨を基本に会津坂下町の発展のために、そして 9 月 1 日現在、1 万 5,516 人の全町民のために精一杯努力していく決意であります。よろしくお願いいたします。

さて、現在においてもいまだに沈黙化、終息の見えない新型コロナウイルスに対して、ウイルスの感染の恐怖と日々戦いながら、勇気と信念を持ってコロナ対策に従事されている医療関係者をはじめ、コロナ対策にご尽力いただいております各関係機関の方々に、心から感謝と敬意を表したいと思います。

しかしながら、先月後半には、この会津管内からもコロナ感染者が出たという報告がなされ、昨日時点で会津若松市で 16 名、喜多方市で 1 名が検出され、今後本町において町行政、議会、町民が一致団結して、さらにコロナ対策に前向きに立ち向かうことが重要になってくると考えております。

新型コロナウイルスの影響は、日常生活で今まで当たり前だったことが当たり前でなくなり、町民の日々の生活様式、そして町の経済力の停滞、低迷、様々な面に波及しております。過日、会津若松市において、コロナ禍における経済的損失額が全体で約 120 億円との新聞報道が大きく報じられました。

そこで、本町におけるコロナ禍での経済的マイナス面の数字をどのように捉え、今後町としては、どのような対策を取っていくのか、次の点について伺いいたします。

第 1、コロナ禍における会津坂下町の経済的損失額について。

1、新型コロナの影響による会津坂下町経済的損失額(不可価値額の減少)全体での損失試算額及び次の 2 点をお伺いいたします。

(1) 損失額において見えてくる産業分類別特徴について。

(2) 近隣市町村との損失額の特徴の違いについて。

2、今後、来年度の町予算編成に向け、従来との違い及び新たな町対応策をお伺いいたします。

次に、第 2、コロナ禍において町スポーツ振興事業の取り組みと今後の対応についてですが、現在のコロナ禍の状況においてスポーツ振興事業はややもすれば相反するものと思われがちですが、町民の健康維持、健康増進には日々の適切なスポーツ、運動は不可欠です。運動をしなければ人間の筋力は減少し、また、免疫力も低下します。新しい生活様式の中で 3 密を避けてのソーシャルディスタンス、マスクを着け、こまめな手洗い、消毒等コロナ対策として様々な防止策を日常生活の中で求められておりますが、今まさにスポーツ振興の重要性において、当町の取り組みの姿勢、また、町行政の果たす役割が今まさに問われているのではないのでしょうか。

そこで第 2、コロナ禍においての町スポーツ振興事業の取り組みの現状と今後の対応について。

1、現在の健康運動教室等の開催方法をお伺いいたします。

2、新しい生活様式にみあった町のスポーツ振興事業の対応策をお伺いいたします。

3、今後コロナ禍の鈍化及び終息に至った時点での町の大きなスポーツイベント、マラソン大会等の事業計画をお伺いいたします。

次に、第 3 の町の指定管理者制度及びアダプト制度についてであります。指定管理者制度、これは平成 15 年、地方自治法の一部改正により施行され、現在当町では、五つの施設、二つの団体が町と指定管理者協定書を締結し、5 年間の協定期間の中で町営施設の管理運営に日々励んでおります。特に、ばんげひがし公園及び鶴沼緑地公園、この二つの都市公園においては、鶴沼球場と町民プールのスポーツ施設等があり、野球場は福島県高等学校野球連盟の県大会、そしてプールでは、会津管内では珍しい流れるプールも備え付けられており、また隣接する芝生の広場と遊具施設は、例年県内の多くの幼稚園の遠足行事に利用されており。各施設とも町外から人を呼びこめる人気スポットの都市公園となっております。

また、アダプト制度については、第 4 次振興計画策定時に発足した「まちづくり委員会」により開始された住民と行政の協働による事業の一つであり、現在二つの団体が携わっておりと聞いております。会員皆さんの南幹線道路沿いの花壇の植栽整備等により、日頃から道路脇に咲く美しい花々に目を楽しませていただいております。

そこで、制度上における功罪を伺いいたします。

第 3、町の指定管理者制度及びアダプト制度について。

まず一つ目、指定管理者制度により、期待される町の有益なるメリット性と危惧されるデメリット性について伺います。

2、アダプト制度における現在の状況等について伺います。

3、指定管理者協定期間の満了に伴う今後の町指定管理制度に対しての町の方針及び見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

2 番、蓮沼文明議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 2 についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の全世界への拡大は、前例のない事態であり、その収束も見えない中、現時点でどこまでの影響があるか、見通しは非常に厳しい状況となっております。

町の歳入で最も重要である町税についても、住民税の特別徴収・普通徴収の納税義務者数が前年同時期と比較し減少していることから減収が予想されます。そして、2008 年の 9 月に、アメリカ合衆国のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻に端を発し、世界経済に大混乱を巻き起こしたリーマン・ショックと比較しても、今回の新型コロナウイルス感染症は、その発生時期等から次年度予算編成へ与える影響は大きいものと考えますが、どの程度まで税収が落ち込むのかは、現時点での予測はできておりません。

また、次年度の地方交付税、とりわけ普通交付税については、新経済・財政再生計画の方針により、本年度の交付水準が維持されるものと考えておりますが、財源となる所得税・法人税等の減収が予想されるところであり、臨時財政対策債の増額により対応するものと考えられます。

この結果、次年度の起債額は大きく増額となり、会津坂下町財政健全化アクションプランの取り組み目標とした、年間の起債上限 4 億円を超過する可能性もあるものと考えております。国の令和 3 年度予算の概算要求も例年より 1 ヶ月遅れのスケジュールとなっておりますが、今後も国の動向や本町のコロナ禍における状況をできる限り注視してまいります。

次年度の予算編成においては、町税の減収など歳入の減少が想定される中、町財政の健全化を念頭に会津坂下町財政健全化アクションプランの財政シミュレーションをベースとしつつも、商工業・農業など経済活動の回復、町民への生活支援など、町民の安

全と生活を守るため、新型コロナウイルス感染症への対応は確実に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

コロナ禍における会津坂下町の経済損失額(付加価値額の減少)として、明確な算出方法はございませんが、その意味は、地域の産業がどれだけ損失しているかを示す値であり、本町が年間に生み出す全体の付加価値額は、最新の数値である2013年時点の推計で、約411億円となり、今回の新型コロナウイルスの影響を受けた本町の経済損失額は約12億円になると試算されます。

その根拠としましては、令和2年6月20日の福島民報新聞に掲載された、会津若松市が新型コロナウイルス感染の影響による試算状況を地域経済分析システム「RESAS」による算出を参考に、本町の額を算出いたしました。地域経済分析システム「RESAS」とは、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部及び経済産業省が提供している、地域の産業や観光、人の流れなどの情報をまとめて分析し、付加価値額を算出するシステムであります。

その内容を分析した結果に基づき、(1)についてお答えいたします。

本町における、新型コロナウイルスの影響を受けているとみられる産業分類については、解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数が大きい業種として、一つ目は「小売業」、二つ目は、「運輸業」、三つ目は、飲食業、娯楽業、旅行業、理容・美容業等を含めた、「対個人サービス」の影響が大きいものとなりました。この3業種が本町において、年間に生み出す付加価値額の合計は約71億円となりますが、緊急事態宣言に伴う4月・5月の2ヵ月分が、その対象となる時期と考え、先ほどご説明した本町の経済損失額は、約12億円になると算出されます。

産業分類別の特徴として、「小売業」の割合が一番大きくなっており、それぞれの損失額につきましては、「小売業」が約4.5億円、次いで、「運輸業」が約4.3億円、「対個人サービス」が約3億円となっております。

次に、(2)についてお答えいたします。

近隣市町村の損失額を算出しますと、会津若松市の損失額は約120億円、美里町の損失額は約8億円、猪苗代町の損失額は約15億円という、それぞれの試算結果になりました。

本町における損失額の特徴は、「小売業」の損失額が大きく出ており、緊急事態宣言等

により営業を休止していた町内外の飲食店等に対して物品を販売できなくなったことが影響しているものと考えており、会津美里町も、「小売業」の損失額が一番大きく、本町と同じ傾向が見られました。

また、会津若松市や猪苗代町では、観光業が主な産業であることから、「対個人サービス」に一番大きな損失額の影響が出ていることが見られました。以上です。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

現在、本町のコロナ禍における各種健康運動教室等の開催については、厚生労働省で定めました「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対策方針」を基に、町での感染予防方針を決定し、各施設を利用している団体へ通知をしております。

主な感染予防対策としては、新しい生活様式に基づき、施設ごとの面積に応じて定員を制限し、「3密を避け、人との距離を概ね2メートル確保する」、「状況に応じてマスクの着用」、「出かける前の検温・体調のチェック」、「こまめな換気の実施」、「手洗い・手指衛生や利用後の施設の消毒」を徹底し、各利用団体においても、感染には十分配慮をしたうえで各種教室等を開催しているところであります。

また、万が一、感染が判明した場合に感染経路を特定するため、施設利用者には名簿の提出を義務付けており、引き続き、感染症予防対策を徹底していただくよう周知してまいります。

次に、2と3についてお答えいたします。

現在、本町のコロナ禍におけるスポーツ事業の振興については、基本的には、感染予防対策を徹底したうえで可能な限り継続してまいります。

さらには、日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」と併せて、各種目競技別の感染予防ガイドラインも示されておりますので、そのガイドラインに従って、各スポーツイベントの実施及び事業の推進を図ってまいります。

また、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種大会やスポーツ活動が中止、または縮小となっておりますが、スポーツ関係団体や町健康増進担当部署と連携を図りながら、運動不足の解消やストレスの緩和等に取り組んでまいります。

今後の大きなスポーツイベント等につきましては、コロナ禍の状況がいまだに見通しが立たない状況でありますので、それぞれのスポーツイベントの効果や内容を精査したうえで、安心して参加していただけるような環境を整えられることを前提として事業を実施してまいります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第3についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することで、住民サービスの質の向上、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年に創設されました。

本町では、平成18年4月から13施設での指定管理者を導入しており、現在は、平成29年4月から令和4年3月までの4期目となり、5施設において、2社が指定されております。

指定管理者制度のメリットとして、民間事業者のノウハウや経営手法により、きめ細やかなサービスの提供による利用者の満足度の向上、利用料金制度による費用対効果が図られるなどのメリットがあります。また、指定管理者の募集にあたっては、町内事業者に限定したことから、地元雇用につながっております。

一方、デメリットとしては、指定管理者の受託者である民間事業者に限られることから、管理運営に関し、効率的で質の高いサービスの提案がなされないなど、事業者間の競争の原理が働かないことが懸念されております。

次に、2についてお答えいたします。

アダプト制度は第4次振興計画の中で開始され、協力団体の変遷はありましたが、本年度は2団体と委託契約を締結しております。昨年度は5団体との契約であり、本年度は大きく減少している状態であります。

理由といたしましては、コロナウイルス感染拡大の影響から、活動を自粛したいという判断をされた団体や、高齢化を理由として契約の締結を断念された団体があったことが影響しております。

また、以前はアダプト制度の中で維持管理されていた箇所について、近隣住民の方より「最近では活動されていないようだが、どうしたのか」という意見があるということも伺っております。町として除草等は実施しておりますが、日々の清掃や花を植えるなどの対応まではできないことから、こうした点に細やかな対応ができることはアダプト制度によるメリットであると考えます。

一方で、こうした細やかな対応が受託団体の負担となり、会員の高齢化などにより対応することが難しいという判断につながっていることも事実かと認識しております。

これまでの振興計画では、目標を10団体としておりました。次の第6次振興計画では具体的な数値目標を掲げておりませんが、自分たちの周辺環境を少しでも良くしていくためにも、改めて協働という考え方を広め、協力団体を増やしていくことが重要である

と考えます。どのように取り組みを広げていくのがよいのか、関係団体の意見も拝聴しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、3についてお答えいたします。

現在、本町で導入している指定管理5施設については、令和4年3月末をもって、その期間が満了いたします。今後の施設の管理運営について、これまでの指定管理者制度の効果を検証しながら、効率的な施設の管理運営のあり方を検討する必要があります。

また、今後の施設の管理運営については、施設の老朽化や人口減少・少子高齢化に対応した行政サービスのあり方についても考慮しなければなりません。

町民の財産である町有施設の管理運営に関しては、指定管理者制度の持つメリットも十分理解しながら、令和4年4月の改訂期を目途に、有効かつ効率的な運営方法について決定してまいりたいと考えているところであります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後2時10分）

再開を2時20分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時20分）

再質問があればお願いします。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

コロナ禍における会津坂下町の経済的全体の損失額、これについては先ほどの説明の中で、会津若松市と同じ時期、同じ算出方法で坂下は12億円ということで、若松の10分の1ということで捉えてよろしいのでしょうか。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

答弁のとおり、若松市の損失額が4月、5月で120億円、当町の損失額が約12億円ということで、結果的には10分の1という結果となりました。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

現在の健康運動教室の開催方法についてですが、コロナ禍によって受講生、参加人数の落ち込みも大きく予想されているところです。コロナ禍前を 100 とすれば、参考までに現在の参加率は、団体、個人含めまして何%くらいなのかをお伺いいたします。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

今の蓮沼議員のご質問の件ですが、正確には数値等は掴んでおりませんが、確かに団体によっては、万全というか、3 密を防止することを確保できない等で、積極的に大事を取って開催を見合わせている、延期をしているという団体もかなりありましたので、前半、4 月基準日以降は、非常に、当然施設の貸し出しの関係で縮小している中身ありましたが、基本的には、再開して事業を行えるようになってからは、当然、感染防止策を徹底してからですが、それほど、その団体の個としては、そんなに数は、参加人数は減っていないと考えますが、ただ、防止のために分散して開催したり、心配のある人は無理して参加をご遠慮いただいたりというような形での開催になってます。

正確に何%になりましたという数字は、申し訳ありませんが、数字は掴んでおりませんので、よろしくお願いいたします。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

今後コロナ禍の鈍化及び終息に至った時点での、町の大きなスポーツイベント、マラソン大会等の事業計画についてですが、まだ終息には向かっておりません、目処が立たないというか。ただし、ご存知のとおり、最近各地区でスポーツ大会等もぼちぼち再開しているものもあります。もちろんコロナ対策、これを徹底した上での開催であるかと考えます。今後コロナが終息して、そういった時期を迎えたときには、各市町村が一斉にこぞってスポーツ大会等を開催すること、これが予想されます。

ですから、そのときに当町は決してほかの市町村に遅れることのないように、準備万端、早めの計画立案を、ぜひマラソン大会含めてお願いしたいと思います。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

ありがとうございます。答弁の中でも申し上げました。まず大きなスポーツイベントとして今考えられるのは、例えば、今現在コロナ禍前でいうと、例えば県民スポーツだとか、運動会等々、地域の運動会もありますが、今現在、特にスポーツ関係については、種目によって様々な対策、密接する競技もありますし、屋外、屋内の競技もありますので、対策法、様々になりますが、今、県でも示しておりますけども、今県では41の競技について各種目ごとのガイドラインを示しております。野球ですとか、陸上ですとか、サッカーですとか、柔道、県道、卓球、相撲含めまして、41の全日本の、日本の協会の中でのガイドラインを示しておりますが、一番大事なものは、やはり先ほども答弁の中で申し上げましたが、参加される方が安心して参加できる環境を、まず整っているということが大前提だと思いますので、当然それが確保できなければ、やはり開催については、開催の有無については検討していくということになりますから、あくまでも安全を確保できる、安心して参加できる環境が整えられるということを前提に開催の有無等については進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

◎2番(蓮沼文明君)

議長、2番。

◎議長(水野孝一君)

2番、蓮沼文明君。

◎2番(蓮沼文明君)

町の総合運動関係、あと県民スポーツ、こういった例年必ずやってきた大会等がございます。これについては、今年コロナ禍でこういった状況ですけども、来年度以降、予算化するし、重要計画としてあげていくということで捉えてよろしいのでしょうか。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

各種スポーツ大会については、当然、コロナ禍の沈静化、収束化を見据えて、コロナですので、ゼロになる、安心、100%安心して心配いらなくなるということはないと思いますが、当然、例年どおりの事業計画に基づいた対応をしていきたいというふうに考えております。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

次に、第3、町の指定管理者制度及びアダプト制度についてでございます。この中で、まず指定管理者制度、この中でメリット性の中で、利用料金制度、この言葉が担当課長のほうから出ましたが、これについては、今年度、人数制限をしたと、例えばプール関係ですね、あと大会、野球場もある程度の制限はあったと思います。こういった中において、通常の年と違って利用料金制度を採用した場合、今回の場合こういった形になっているのでしょうか。随分、収入の部は減っていると思います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

本年度のプールの運営につきましては、プールに限定させていただきたいと思いますが、3 密を避けるということで、更衣室を極端に使用制限させていただきました。その部分があつて、今回は使用料、3 割ぐらいいかなとも見込んでいたわけなんです、しかしながら、結構収入がありまして、3 割減、約 7 割の部分の確保することができたというふうに考えております。皆さん方のコロナ禍において規制をかける部分にあつたにせよ、この暑さで、時間的な部分が制約される中でも、プールの中に入っていたのかなという部分で思っております。

ただ、野球場に関しましては、やっぱり外部からの合宿等々については、全てキャンセルという部分がありましたので、球場については、収入についてはコロナ禍においての部分があつて、収入は大幅に減収しているというふうな状況になっているところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

今ご説明あったとおり、町民プールに関しては、非常に最初の予想よりも職員等の努力も実りまして、思った以上の数字をあげることができたということで、これは本当に素晴らしいと思います。

ただ、町民プール、今後の問題ですけども、非常に人気のある施設です。要するにここ5年間くらいは町外からの利用客のほうが多いという現象を生んできました。町民はもちろんなんですけども、流れるプール、会津管内を見てもありませんので、ああいったプールで楽しみたいという住民は非常に多いです。

ですから、坂下、地理的な部分もありまして、どっちの方向から来ても坂下に行けばという部分がありますので、流れるプールが非常に人気で町外の利用者のほうが多い。それについて、ぜひとも今後とも施設のメンテ関係、老朽化も進んでいるという言葉もありましたが、外の全体フロアは当初のままです。一部は直しましたが、非常に夏の暑いとき歩くと、足が火傷するくらいに熱くなるということで、あれについては町外の人たちからも非常にクレームが多い部分ですので、予算も厳しい中ではありますが、ぜひとも修繕等、考えていただきたい。そのように思います。

次にアダプト制度ですが、この中で、初年度の平成19年から、平成19年に始まりまして、13年間実施されてきております。当初、協働の名のもとに、当時、町役場職員についてもアダプト制度、当初のころは非常に多くの参加者がいらっしゃったということで、これは町民の方から聞いております。平成27年度時点の第5次振興計画、この数値目標は10団体になっておりました。しかしながら昨年度末の時点で、参加団体は4団体。そして当初、冒頭に説明もありましたけれども、コロナ禍による見送り、また高齢化による見送り等もありまして、現時点で2団体のみとなっております。

今回の町第6次振興計画においては、アダプト制度については個別の記載はされていないようです。今後こういった形、こういった方向で進めていくのかお伺いしたいと思います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

アダプトもそうありますが、全ての部分において協働という部分は、振興計画の中では必ず入れてある部分でございます。いろんな行政サービスの部分、行政だけに頼ることなく、皆さんが一緒になって会津坂下町、この町をよくしていこうと協働の精神については、動くことない部分だと私は考えているところでございます。

その部分も含めながら、今回についてはコロナ禍の中で学校の会の生徒さんもちょうと出られなくなったという部分も様々な事由はございますが、このコロナ禍が終息し、終息という部分になるのかどうかはちょっとわかりませんが、コロナウイルスの部分はこれからは若干は残るのかなというふうには思っています。その中にあっても協働の精神、坂下町をよくしようという協働の精神という部分は、変わりなく継続されるものと私は信じてるところでございます。

建設課としまして、今、アダプト制度の中でいかに参加団体を増やしていくのかと

いう部分で試行錯誤しながら、南幹線、とりあえず南幹線新富町から古坂下地内までございますので、その部分の中で各町内会さんへも合意関係をしながら、みんなで一緒になってきれいなまちづくりを推進しようという部分を含めて、今後、各町内さんとも詰めていきたいというふうには考えているところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

今のご説明の中で、協働の言葉の意味、そういった部分についての重要性、課長のほうからも話ありましたけども、先ほども申し上げたとおり、第 5 次振興計画、このとき平成 27 年の時点で、数値目標、これは 10 団体だったわけですね。そこまで至らなかった、そして見方によってはですよ、第 6 次振興計画、今回、アダプト制度を抜いたということは、なかなか今現在 2 団体で、なかなか募集しても集まらない。

ただ、協働のまちづくりだけは避けることができない。そういった部分について、今回、第 6 次振興計画、アダプト制度という言葉は入れてませんけども、協働の推進、この言葉に集約されるのかなと考えておりますが、ただ今までやってきたアダプト制度においての会員の方もいらっしゃるわけですから、ぜひとも伸ばす意味で、要するに増やす意味で、もうちょっとやっぱり大事に言葉は取っていただきたい、残していただきたい、そういった部分も感じます。

あともう一つ、指定管理者協定制度、指定管理者の協定期間の満了、これに伴う今後の町指定管理者制度に対しての方針及び見解ということで、指定管理者制度の協定期間、来年の令和 3 年度、令和 4 年度 3 月 31 日まで、来年度 1 年間が最終年度となります。これについては、その後、指定管理者制度を継続していくのか、否か、要するに施設管理ですと直接委託、施設の直接委託か、今あります指定管理者制度、どちらか採択する、普通の公共施設ですと、考えられますが、見通し、今現在見てまだ決まってないかもしれませんが、今後の見通しについて伺います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

前期といたらよろしいんでしょうか、前期ですと 1 年前からある程度内部討議をさせていただいて、8 月、实际的に決定、最終的に決定という方向が出たのが 9 月。それ以降、募集をしながら最終的に選定委員会を開催して決定したという経過はございます。今現在におきまして、時期の部分について、満了するという部分について様々な点、

議員おただしのとおり、直接もありますし、委託という部分もございます。指定管理という部分、今やっている指定管理という部分もございます。その部分も含めながら総合的にメリット、デメリット等々も含めて判断させていただくのが今年度になるのかなというふうには考えております。

これからの方向性、町の全体的な部分の方向性もありますので、ただ単に建設課所管のばんげひがし鶴沼公園だけの部分だけではございませんので、そのほかの部分も含めながら、町全体の方向性について、どういう方向が一番いいのかも含めて内部で調整、検討させていただくという部分のお時間はいただきたいというふうに考えております。

来年度になりましてから、もう1年前になりますので、これからの方向性という部分が明示、しっかりと明示させていただきながら、指定管理であれば検討会議を踏まえて選定委員会、募集をして選定委員会という形の動きになるのかなというふうには考えているところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

指定管理者制度、また直接委託にしる、関係する団体、今携わっている団体等、これから応募したい団体等もあります。そういった各団体、携わっている職員、そういった部分で、あまり間際になって変更とかそういった部分があると、何らかしらやっぱり支障が出てきます。ですから、早めにこしたことはないということで、ぜひとも早めの方向性、決めていただいて、有益なる事業運営できるような形で、そして最後には町民含めて町外からいらした方々にも楽しんで施設を利用していただけるような、そういった素晴らしい施設づくりを目標にお願いしたいと思います。

以上、再質問含めまして私の質問は終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって蓮沼文明君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 6 番、渡部正司君登壇願います。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）（登壇）

6 番、渡部正司でございます。通告により質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は日々の暮らしを一変させ、ウィズコロナ、ポストコロナ

としての生活様式の再構を余儀なくされ、新たな課題を突きつけております。このコロナ禍によって国連が提唱しています持続可能な開発目標、SDGsへの影響も少なくありませんが、コロナ禍によってSDGsの重要性はより高まっており、目標達成するための大きな転機であるともいえます。

このSDGsは皆様ご存知のとおり、2015年の国連総会で採択されたもので、経済、環境、社会の諸課題を包括的に扱い、貧困や飢餓、教育、男女平等、働きがい、生産消費、生態系の保全など、17項目の目標を掲げ、その目標のもとに169のターゲット、さらに232の指標が設定されていることが特徴です。SDGsのロゴが丸い輪で表されていますように、ゴールターゲットは、相互につながり、関係をしています。一つの課題への取り組みが他の課題へも影響しているということでもあります。ゴールの17では、パートナーシップの目標が示されていて、行政だけではなく住民や企業、様々なステークホルダーのパートナーシップを促進していくことが、持続可能な世界をつくる鍵となっております。このゴールは2030年を目指しています。

国内の動向としては、SDGs実施指針が決定され、自治体の役割の重要性が、まち・ひと・しごと創生基本方針2017において、地方公共団体におけるSDGsの推進が盛り込まれました。さらにSDGsの多様な目標の追求は、地域の課題解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものであり、地方創生を一層促進する上で、新たにSDGs手法、このことを取り入れ、戦略的に進めていくことが有効であるとしています。自治体が既存の各種計画や戦略、方針を策定、あるいは改定する際には、このSDGsの要素を最大限反映することを奨励し、地方創生に向けSDGsに基づき、自主的な政策目標の策定、そして地域課題を住民と共有することが推奨されております。

このようにSDGsは地方創生に向けて地域に強い刺激を与え、活性化を促す取り組みとして最適であるとされ、経済、環境、社会の3側面における価値創造を活性化するSDGs未来都市の選定登録が進んでおります。我が町も第6次振興計画の基本コンセプトとして、一人ひとりが生きがいを持てる持続可能な町を目指して、これをうたい、持続可能、このことをキーワードにしています。文字通り持続可能な会津坂下町を築き上げなければなりません。第6次振興計画にSDGsの理念と視点を加え、誰一人取り残されることのない持続可能な会津坂下町を推進する必要があります。

そこで、ここではSDGsの考え方と地方創生とを結んだものとして、SDGs未来都市坂下、このことをつくろうと提言し、町の取り組みについて次の質問をいたします。

1番、幼小中の教育へSDGs学習を取り入れ、人材の育成を目指すべきである。このことはSDGsゴールの4、質の高い教育をみんなに、ということに含まれております。

二つ目、町民の健康を守る強化策は、我が町としてはどのようなものがありますでしょうか。ゴールの3として包含されているものです。

三つ目として、町内企業、個人事業者、農業者を含む町内企業と行政の関わりをもっともっと密にするための工夫は、当町としてはどのようなものがありますでしょうか。

この産業のことについては、ゴールの番号と言うと 8、9、12、17 と多岐にわたっております。

続けて四つ目です。移住定住の促進策は町としてどのようなものを考えておりますでしょうか。ゴールの 11 に相当しています。

五つ目、職員への SDG s 研修の充実を図るべきであり、もっともっと促進をするべきです。このことは最終のゴールの 17 に包含されている、そういう中身であります。

最後に、今回の提言したいこと、SDG s の未来都市、このことに、この登録にぜひ我が町としてチャレンジしようではありませんか。SDG s を意識した答弁を期待いたします。

以上、壇上より質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

6 番、渡部正司議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 6 についてお答えいたします。

SDG s とは、2015 年 9 月の国連総会において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳により「我々の世界を変革する、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダには人類及び地球の繁栄のための行動計画として目標が掲げられました。この目標が「17 の目標」と「169 のターゲット」からなる「持続可能な開発目標」です。

貧困の解消や健康・福祉の確保、教育環境・生活環境の整備などのあらゆる視点から、全ての人を対象とし、取り残さないことを目標とする SDG s は、地方創生を実現するため、持続可能なまちづくりや地域活性化の推進にあたって重要な理念であり、SDG s が掲げる目標・ターゲット・指標を行政施策の推進・管理に活用することは有効な手法であると認識しております。

本町においても、行政施策の柱に組み込み、第 6 次会津坂下町振興計画におきましても、その精神を十分取り入れ、基本コンセプトを「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を目指すとして、基本構想及び基本計画を策定し、実施計画や今年度策定予定である地方版総合戦略については 17 の目標を反映させた施策管理を行い、全ての町民が「やっぱり“ばんげ”がいい！」と感じられる持続可能なまちづくりを目指してまいります。

「SDG s 未来都市」登録制度は、SDG s の達成に向けて優れた取り組みを推進する都市・地域を、内閣府地方創生推進室が選定する制度で、令和 6 年までに累計 210 都

市の選定を行う計画であり、令和２年度は３３都市が選定されました。

「ＳＤＧｓ未来都市」登録のためには、官民連携・産官学連携や住民全体での持続可能なまちづくりが求められることから、ＳＤＧｓについて行政、民間事業者、町民、それぞれの価値観の中で共通理解を図るとともに、ＳＤＧｓを活用した施策管理の成果を検証し「ＳＤＧｓ未来都市」への登録については、今後の課題として取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

私からは、ご質問の第１の１についてお答えいたします。

ＳＤＧｓが掲げる多くの目標を達成し、豊かで活力のある誰一人取り残さない社会を実現するためには、次世代を担う子どもたちに質の高い教育を保障することが最も重要になると考えております。

本町では、教育基本理念である、～生きる喜びを育む教育～「学びあう」「競いあう」「認めあう」子どもの育成をめざすため、「一つの学園構想」を掲げ、保・幼・小・中の連携による一貫性のある教育に取り組んでおります。

学校教育の現状としては、学習指導要領に基づき「環境への配慮」や「持続可能な社会の構築」について各教科等で学習しています。例えば、家庭科では「持続可能な暮らしのための物の選び方・買い物」や「ごみの減量化の工夫」、社会や理科では「環境汚染」「地球温暖化」「リサイクル」等を学習しています。道徳では「自然環境を大切にすることの意義」を考えさせます。また総合的な学習の時間に環境問題を学習する学校もあります。学習指導要領にも「接続可能な開発目標の担い手になること」が明記されており、教科等の関連を図ったカリキュラム編成、体験的な活動や問題解決的な学習の設定、家庭や地域社会との連携等を図り、児童生徒が持続可能な社会の構築に向けての課題を解決する力を育んでいきたいと考えております。

さらに、家庭や地域との連携による子育ての充実を図るため、現在、「コミュニティスクール」の導入準備を進めているところであります。

コミュニティスクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことで、学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みであります。また、校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」でもあり、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、目標・ビジョンを共有できるため、将来の会津坂下町

を担う人材を育てるという意味でも有効な仕組みになるのではないかと考えております。

こうした取り組みにより、子どもたちが自らの可能性を認識するとともに、他者を尊重し、協働しながら豊かな人生を切り開く力が育まれていくことが期待でき、SDGsで掲げる目標の達成にもつながっていくものと考えておりますので、今後も一つの学園構想を軸とした学校教育の充実に努めてまいります。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1の2についてお答えいたします。

SDGsは、2030年までに世界の「あるべき姿」を示しています。「今できること」の延長線上に将来を予測するのではなく、この将来の「あるべき姿」から逆算して「何をすべきか」を考える思考が必要と言われています。重要課題を特定し、関連の深い目標を見定めることで、資源を重点的に投入することができ、結果として業務に即した、効率的なSDGsへの貢献が可能となります。

これらはすべて町民の健康を守る強化策の根底の考え方となるものです。特定の価値観に流されない科学的・論理的な検証・評価を徹底する、データに基づくかどうか、ライフサイクルで考えるとどうか、といった視点は、健康課題を把握する上でたいへん重要なものとなります。

SDGsの三つ目のゴールでは、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することを述べています。本町の健康課題として、その考え方から施策として展開できることの一例を挙げますと、健康状態を客観的に知る指標となる健康診査、がん検診の受診率が低いことがあり、健診を定期的に受けていただくための対策が必要です。ほかには、目標として、妊婦健診・定期予防接種を100%にする、虐待による死亡を0%にする、なども掲げることができます。

そして、何より高齢化社会となり、医療費の増大や保険制度の破綻を招かないために、一人ひとりの健康寿命を延ばすことが重要です。寿命を全うできるまで、質の高い生活をそれぞれが楽しみ、満足した生涯を送るために、町民の皆さんが健康づくりを自ら楽しんで、取り組んでいただけるよう、SDGsの考え方を念頭に、第6次振興計画の基本計画Ⅱに掲げた安全・健康で、快適な「くらしづくり」の施策を展開していきたいと考えます。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第1の3についてお答えいたします。

本町の町内企業とのかかわりとしましては、商工会や各種団体と協力した中小企業や新規創業者支援、雇用安定対策、企業立地対策など、商工業の振興を継続的に行っております。

議員おただしの深化させるための工夫ですが、第6次振興計画の基本計画Ⅲ、活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」の中の重点目標は中小企業・小規模事業者の育成・支援、企業経営・雇用確保への取り組み、勤労者互助会を活用した未組織労働者の福利厚生の拡充、近隣市町村など広域連携による企業誘致活動を総合的に連携・調整をして行ってまいります。また、会津坂下町観光物産協会や個別企業と連携した町産品の販路や取引量の拡大など、持続可能な社会を目指すSDGsの理念を参考にしながら振興計画を推進してまいります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第1の4についてお答えいたします。

移住定住の対策としましては、平成31年度から内閣府地方創生推進事務局において創設された、国庫補助事業の地方創生推進交付金「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用し、国・県と町、並びに民間会社が連携して、首都圏からの移住・定住の促進に努めているところでございます。

さらには、現在運用しております「短期滞在型お試し住居」により、本町に来ていただくことを主眼としたPR活動の充実を図り、終局である移住・定住の促進に努めているところであります。令和元年度は、4件11人の方にご利用いただきましたが、移住につながる件数は、残念ながらありませんでした。

また、平成28年度から運用している「会津坂下町空き家バンク」を引き続き運用し、空き家などの情報を提供することにより、本町への移住・定住の促進を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。併せて、空き家の解消にも努めているところであります。今までの契約実績としましては、18件であり、そのなかでも一番遠い方では、静岡県からお越しになり、移住につなげられているものと考えております。

いずれにしても、移住・定住を促進するためには、国・県からのネットワーク情報、雇用対策、子育て支援・教育環境の充実、住環境の整備など、町の総合的な取り組みも重要であることから、それら情報の発信に努め、町を移住定住の地として選択していただけるよう、関係各課と連携を図りながら施策の促進に努めてまいります。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第1の5についてお答えをいたします。

職員の研修につきましては、令和2年3月に改定した会津坂下町人材育成基本方針に掲げる「求められる職員像」に基づき人材を育成するため、自己啓発、職場研修、職場外研修を三つの柱として、職務職階等に応じて体系的、また計画的に取り組んでいるところであります。

議員おただしのSDGsにつきましては、国連総会において、国際社会が持続可能な発展のために、2030年までに達成すべき目標として採択され、17の目標と、それを具体化した169のターゲットで構成される大変幅の広い取り組みであります。第6次会津坂下町振興計画策定の基本コンセプトである「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」と目指す方向性は同様であり、職員もそれらを認識し、振興計画に掲げた各種施策を展開していくことが重要だと考えております。

すでに、ふくしま自治研修センターにおいて開催が予定されているSDGsをテーマとした政策課題セミナーに、職員を派遣することとしており、SDGsへの理解を深めるとともに、各種施策に反映できるよう取り組んでまいります。

◎議長(水野孝一君)

再質問あればお願いいたします。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

答えていただきました順に、ちょっとまた再質問をさせていただきます。

まず町長からは、最終的にはSDGsの未来都市への登録については、今後の課題として取り組んでまいるというお話をいただきました。これは最終的な坂下町の目標ではなくて、この手法を通じて町をより豊かにしようという発案でありますので、ぜひこのことは堅持していただきたいと思います。このことを具体的にやろうとすると、いろんな手法の関係上、その途上の発展の中では様々なことが見えてきますので、ぜひこの手法は取り入れていただきたいと思います。

今時点でどの程度、この関わりについて取り組んでいくか、もう一度伺いたいと思います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員おただしのとおり、SDGsに関しましては、具体的には第6次振興計画に掲げました実施計画の中に170程度の事業が、施策が並んでございます。この各部所の事業、170程度の事業を、誰のために、何を目的にしていくのかというようなSDGsの目標とターゲットを令和2年度、今年度策定します令和3年度からの事業計画の中に盛り込みまして、施策管理をしていきたいなというふうに考えております。

また、町でも総合戦略をつくらなければならない、今、年度となっております。その中で、国の総合戦略の中にもあるとおり、横断的な目標としてありますソサエティ5.0の精神とSDGsの取り組みについては、盛り込まなければならないなというふうに考えております。ソサエティ5.0に関しましては、ICTの授業を活用したり、今、進めておりますGIGAスクールがその中心になろうかというふうに思っております。

また、SDGsにつきましては、これらのSDGsを活用した町の取り組み、都道府県の取り組みについては、国も60%を目指すというふうに掲げておりますので、来年度早々、これによる施策管理が行っていければなというふうに考えております。

また、未来都市への登録につきましては、その総合戦略の中で、やっぱり経済、社会環境の各分野が連携しながら課題を解決していくという三つの側面が大切なものだというふうに認識しております。この三つの側面を活用して、総合戦略の中で中心的な事業として重点事業を掲げていければ、未来都市宣言への登録について目指していくことができるのかなというふうに考えております。

そのためにも、一つ一つの事業管理をSDGsを使いながら管理をしていって、町の施策管理、並びに今後の町が進むべき方向性を見通しに対して、有効に使えるという手応えを感じていきたいなというふうに感じております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

今答弁いただいたように、登録については、経済、環境、社会の3側面ということがとても重要視されております。これは単純に経済なら経済、エコノミーだけではなくて、様々なことが関与されています。それらが3側面全てにおいて示されないといけないわけですが、坂下町では第6次振興計画がすでに計画がされて、すでにその中に全て入っていると私は思っています。それを具体的にどのような形でスクラムを組むような、そういうシステムをつくりあげるかが勝負かなと思っています。今までの6次振興計画で

叩き上げたことを具体的に示すときなのではないかなと思いますので、ぜひこのことは成し遂げていただきたいと思います。

壇上から申し上げたこととして、会津坂下町のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略がありますが、これは31年度で、平成31年度で終わったと思いますが、その中でもKPIが盛んに示されています。この検証はもとよりですが、さらにこれを一歩進めるために、SDGsの手法を使ってしっかりと町民にわかるような仕組みをつくってあげないといけないなと思っていますが、そのまち・ひと・しごと創生とSDGsの関連について、考えるところがあったらもう一度お聞かせください。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

会津坂下町が掲げます今年度策定予定の総合戦略に関しましては、やっぱりSDGsを中心とした事業の推進であったり、管理がやっぱり中心になってくるかというふうに思っております。その中でも、重点事業を未来都市宣言登録に向けての3側面を活用した事業進捗管理ができるような形で作りあげていければなというふうに、今のところは考えております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

現在、福島県の中では郡山市が選定登録を受けております。そしてお隣、山形県は飯豊町が受けておりますので、ぜひ参考にされて、我が町もその一員となっていきたいと思います。

続いて、教育関連なんですけど、ご答弁いただきました。非常に細かくお話をさせていただきました。この幼小中教育のSDGsの考え方を学習に取り入れるというのは、全国でもすでに始まっております。文科省でも2020年、あるいは2021年、小学校、中学校へ必ずこの考え方を取り入れろという通知もあるかと思います。ちなみに関係の方には前、申し上げたんですが、大熊中学校、大熊幼小中一貫校が考えられているわけですが、この中でも大熊の教育委員会はSDGsの各手法を取り入れるために、未来デザイン科という9年間を小学校から中学校の9年間を通した一貫したSDGsの学習の場を設けています。

我が坂下町でもこういったものを進めて、より一層SDGsを理解の上、さらにいろんなことにチャレンジでできる、そういう人材を育成することが必要だと求められており

ますが、こういったこと、一貫した我が町の教育の特徴である、幼小中一環校を利用したSDG sの具体的な取り組みについて、もう一度詳しくお聞かせください。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

教育は全てのSDG sの基礎であると考えております。社会や、それから世界の出来事に関して、子どもたちが自ら自分事として関心を持って捉えて、自分たちがどのように関わればいいのか、そういう関わり方をお互いに学び合う、こういうことが、こういう子どもたちを育てていくことが、ひいてはSDG sのこれからにつながってくるもの、そういう担い手をつくっていくものだと考えております。

大熊町で未来デザイン科ということで資料をいただきました。その中には、読書の町、読み聞かせ、それから調べる学習や、あと英語教育、ICT教育とふるさと教育と、様々な教育を、今、議員さんおただしのとおり、保育、それから幼小とつないでいこうという、そういう仕組みでございます。

我が町におきましても、教育計画の中に様々なところに織り込まれております。実は文科省で策定しています指導要領の中にも、いろんな教科に織り込んでありますし、放射線教育につきましても、道徳で取り組んだり、それから特別活動の中で、2時間ずつ取り組んだり、いろんな考え方がいろいろとあいまって織り込まれております。それらの学習が、その学習をとおして子どもたちに、未来に持続可能な人材を、その担い手を育成するという使命を持っているのが教育ですので、実際、大熊町でこれから取り組んでいこうとすることは、すでに坂下町ではやっている、ほかの学校でも全部やっています。それをあえてSDG sという形で取り上げていくか、いかないかだけでありますので、ある意味、子どもたちの学びを、そのSDG sの考え方ができる担い手をつくるというそういう意味で、再度見直しをしていきたいと考えております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

そのとおりでありまして、現在、学んでいることの中にはSDG sの精神がもともと含まれております。それをあえてSDG sということに取り上げていきますと、貧困からいろんなパートナーシップまで、いろんなことを考えることができるという、そういう知識の広がりがあるということを重ねて強調したいなと思います。

新聞には、例えばこれ高校生なんです、男女平等への生徒が尽力したということで、

女子の制服にスラックスがなかったと、それをSDGsを学んでいくうちに、こういうすべきものが出てくる。そういうことにも行き着きまして、生徒会、または学校との交渉に取り組んで、結局はジェンダー平等を実現しようという目標の一つから発想がとび、このようにスラックスも制服の中に取り入れられたというふうな活動もあり、それから、足立高では貧困や防災の研究を発表することによって、自分がこの後どのようにして生きていこうか、それから、周りの仕事をどういうふうに見ていこうか、そこまでも広がっていきます。

こういった観点も必要だと思いますので、ぜひ具体的なSDGsということで、文系、理系を超えて、そういった取り組みをしていただきたいと思います。もう一度それに対しての考えがあればお聞かせください。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

実は夏休みに入る前に、坂下中学校の子どもたちなんですが、生徒会が中心となってゲーム依存、それからスマホ依存になっている自分たちの実態を捉えて、何とかその使い方についてみんな考えましょうという、そういうチラシをつくって、終業式のときに生徒会の役員が全校生に呼びかけた。これはまさに、今自分たちの生活の中、それから状況を見て、自分事として課題を捉えて、そして自分たちで考えて行動を起こしたという、そういうことがSDGsの上での大事な担い手としての大きな資格を持っているというか、そういう担い手としての目を今まさに育てているところじゃないかなと考えています。

坂下町の子どもたちは、実は坂下町が大好きです。なぜ大好きかといいますと、祭りがあって、そして地域の方々に学習のお手伝いしてもらいながら、いろんな励ましの言葉をいただいている。そういう町で子どもたちが育って、そしてその町が好きになる。これが持続可能な町の根本であると思っています。

自分が生まれた町、そしてそういうことに課題を持ちながら、自分の生活に課題を持ちながら友だちと課題を解決するために何をすべきか、それを実行に移す。こういうこと、今、高校のほうに実際ありましたが、その一つ一つを積み重ねていって、子どもたちが将来、持続可能な社会の担い手として大きく育っていく能力を高めていくことにつながるのかなと、そのように感じておりますので、こういう学び合いの、こういう子どもたちの姿を大事に扱っていきたいと考えております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

次に、町民の健康を守る強化策は何かということをお尋ねしました。その答弁では、健康診査、がん検診の受診率が低いことがあって、それら健診を定期的に受けていただくための対策が必要だというふうに答えてもらいました。実際にこの対策というのはどのように考えていますでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

この件に関しましては、コロナ禍の問題と関連させて、ちょっとお話をさせていただきます。コロナの影響というのは、私たちの経済とか生活に非常に深刻な影響を与えております。そういった中で、感染拡大の予防、そして、相反する経済成長というのを一緒になって進めていかなければならないという問題がありまして、非常に厳しい状況が続いております。そういった中で、世の中を変えてく一つのきっかけになればというような、ポジティブな考え方というのも、このSDGsの中で考えなければならぬというふうに思います。

先ほど私の答弁の中で、SDGsは2030年までにあるべき姿を示し、それから逆算して今何をすべきかということを考える思考が必要だということに答えてさせていただきました。その中で健康診査の件、今、渡部議員から再質問でもおたいただいたところですが、具体的に実施したものとしまして、今回、健診を実行するにあたって、3密を避けるということで非常に苦労しました。通常の会場ですと1階だけで済むところも、2階まで活用したり、あとそれから、完全時間制の予約ということを初めて実施しました。これについては、今までですと2時間も待ってらっしゃるような方もいらした中で、非常に評判がよくて、新聞の地方紙においても読者の欄で投書をいただいた方がいらっしゃいまして、今回の完全予約制度は非常によかったということで、これはいわゆる聞いた話とかではなくて、一つの正しく評価されたものとして、私たちは考えておりますので、こういった前向きのポジティブな考え方というのは、このSDGsの中で一つの結果として今回出たものかなというふうに考えております。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今ほどの答弁でありました、あるべき姿から逆算して、今何をすべきかという考える

思考が必要と、確かにSDGsの中でこれは非常に大事といわれています。いわゆる今まではフォアキャスティングといって、今ここからこういうふうにしていこうという考え方であったんですが、今答弁していただいた、答弁してもらった中には、2030年までに世界のあるべき姿、会津坂下町のあるべき姿を描いて、逆算して今どうしたらいいのか、バックキャスティングといわれて、非常に大事だといわれているんですね。これは今、生活課長からの答弁でありましたが、そのほかの課で、全てこのことを共有していただきたいんです。

したがって、この後それぞれまた伺おうと思ってたんですが、今この話が出たので、それから進めさせてもらいますが、いわゆるSDGsは、その目標年が2030年です。会津坂下町の振興計画、あるいは財政健全化アクションというのは令和11年まであります。だいたい2029年ですね。そこまでが示されています。そのとき、皆さん執行部はいったい会津坂下町がどのような姿になっていると思われるか、まずそをちょっとお聞きしたいんです。町長、いかがでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

今、質問、あるいは答弁、聞いてますと認識は同じだと思っています。そして、何でこのSDGsが出たかという、さっきよりお話ありましたように、やはり経済、環境、社会、これがお互いに取り組んだ中で連携しあって目標をつくりましょう。しかし現実的にはこの三つは、今、戦っている部分が結構大きいです。今のコロナ問題を見ても、環境優先するか経済を優先するか、社会を優先するか、全然これ形が変わってきます。

ですから、その中でいかに接点を見つけるのかというのがこれからのあり方でありまして、その方法論としてこれがあります。町の振興計画もそうですし、先ほどから申し上げてますように、設定したところさかのぼって一つのやっていくという、積み上げ方式と、設定した分がありまから、まず課題を解決するということが非常に大きな部分で振興計画つくってます。その課題が解決された時点で町の持続される姿ができるわけですので、その取り組み形というのは、先ほど来SDGsを利用するつくり方というのは非常に参考になると思いますし、例えば先ほど答弁しましたように、SDGsに登録するしないは別にしても、登録項目があるのであれば、それが町の実際の政策にどの程度関与あるかということを確認しあう一つの指標にはなると思います。これはもう登録するかしないか以前の問題だと思っています。

ですから、やっぱり振興計画の最初から出てますように、最終年度で持続可能なまちづくり、そのための課題解決をどうしていくか、今回のようにコロナとか、自然災害とか、突発的な場所が出た場合に、その中で大事な部分をどういうふうに町の人みんなで共有して施策をやっていくかという含めた中でのこの政策だと思いますので、振興計画に

よってそういう計画をつくっていきたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

30 年、2030 年、いわゆる財政健全化アクションプランでも 2029 年に相当しますが、その時点で会津坂下町がどのようなになっているか、非常に広い視野ではありますが、必ずこのことは必要であると思っています。

今、皆様に答弁いただきました。産業課も建設課もそうなんですが、まず、自分たちが今しているところ、そのためにどうするかということの中に、ちょっと一言申し上げておきたいんですが、特に産業課で答弁いただいた各種の団体と協力をしてということがありました。そのために私は一番大事なものは対話だと思っています。その企業、あるいはその個人事業所が、どのような夢を持っているのか、その夢に対して町はどういうふうなことをしてあげることができるのか、そういう視点というのはありますでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議員おただしのように、町内企業、個人事業所も含めまして、先ほど答弁した今現在の振興計画、それから実施計画を実施していきますということではありますが、10 年後を考えた場合に、これだけでは、要するにこれプラスアルファがないと 10 年後は持続可能な社会に目指していけるのかということがありまして、例えば考えられますのは、町内企業、何社もございますが、例えば、その新商品の、今現在製造している商品だけでなく、新商品の開発とか、それから新たな事業の創出とかということで、町が中心になって、各企業から人材を出してもらって、そういう連絡調整や、そういう話し合いの場といいますか、きっかけづくりになればいいと思うんですけど、そういう組織をつくって進めたらいいんじゃないかなということの一つ考えております。

あとは、農業関係ですと、地方創生の取り組みの中で、一つの必要性という、三つの必要性の中の一つに、中山間地域等の活力低下というのがあります。活力低下をこれをどうするかというのが地方創生の取り組みの一つになっております。今、その中山間の活力低下が大きい、懸念されているわけですが、要するに中山間地域の、どう今と変えていくかということで、一番手っ取り早く考えられるのは、農業との関係から言えば、担い手の確保をどうするかとか、新たな農産物を商品化してやっていくとか、ま

た別に民宿とか独自の事業が何かできないかということで、これもこれから中山間地域
うどうするかによって、町が元気になるかならないかというようなことが大きく考えら
れると、今、思っているところでございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

まさにそういうことなんでしょうと思います。

また改めて伺いますが、実際 2030 年がターゲットの年です。町のアクションプログラ
ムも 2029 年、30 年に近いところを目標としているということでもあります。そこで、今、
町の産業関係として 2030 年はどのような姿になっていると思っていますか。

またこれは建設課で答えていただいた移住定住、坂下町はどんな姿になっている思っ
ていますか、ちょっと今お考えのところ、ちょっとでいいですので、考えがありました
ら。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

どんな姿。今、想像してみますと、やはり若者がいて、子どもがいて、会社があつて、
雇用があつてというようなことで、のような形で思っております。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

これから 10 数年後という形になりますと、実際的にはこれからの高齢化社会の中で、
空き家の部分については多く発生するのかなというふうには考えております。その中に
あつて、いかに腐朽しない前に、いろいろな形で二地域居住も含めた中で来ていただく、
坂下に来ていただく。坂下に一時的にでも住んでいただけるような姿を目指していき
たいというふうには考えているところでありますが、その部分に関しましても、やっぱり
これからの人、誰が家を継いでくれるのかという部分も含めて、坂下が住みよいところ
ですよという教育の部分から進めていっていただきながらも、子どもたちに、これから
も将来住み続けたいという強い気持ちを養われている町にしたいなというふうには考

えているところでございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

ありがとうございます。2030 年といわずとも、坂下町が何年後にはこういう姿になっているんだと、それをしっかりと映像で見るということはすごく大事だと思います。そのことから、今そのために何をするかと、先ほどバックキャスティングという話が出たんですが、だったら今年は何やろう、今こういう課題があるからそれをやる、それもいいんですが、こういうふうな世界、こういうふうな町にしたいから、今こうやろうというのをしっかりと描くこと、とても大事だと思ってるんです。

財政健全化マニュアル、何度も言いますが、あれは町の財政の問題として出たものだと私は思っているんです。そのことによって町民はどのような姿になってるか、そこを示されてない。その町民が 20 年後、30 年後、2030 だからそんな遠い話ではないんですが、どんなような暮らしをしているのか、それに対して町はどう関わっていくのか、人の夢がどの程度実現して、町は応援できているのか、そのことを強く思ってもらいたいです。

よくいわれることで、目に見える結果というのは行動によるものだといわれている。結果はその行動と価値観であるともいわれます。人が考えることによって未来はつくりだされる。予想される未来と、つくりだされる未来はちょっと違うかもしれないけども、一生懸命やればそういうようになる。ぜひ知恵を出し合ってこの坂下町を素晴らしい町に、やっぱりしていこうと思います。

前の質問の中で不妊治療の話がありましたけれども、人口対策としてするのはなくて、その人の夢、お子さんがどうする、そのことを実現するための支援として町はもっていてももらいたい。そんな考え方を SDGs を学ぶことによってよくわかってきます。一つのことをやってたんでは達成できない、これは町長が何度も何度も以前から申し上げていたとおりだと思います。できることを今すぐ、小さくなくてもいいから、お金がなくてもいいから、こんな声は出る、こういう計算ができる、こういう計画もすることができるとい、そういうことをしっかりと執行部、職員の皆さんが一人ひとり強く持って業務にあたっていただきたいということを思っています。

時間になりました。質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（水野孝一君）

これをもって渡部正司君の一般質問を終結いたします。

休憩のため休議といたします。

（午後 3 時 30 分）

再開は 3 時 40 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 3 時 40 分）

次に、通告により、1 番、目黒克博君、登壇願います。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）（登壇）

1 番、目黒克博でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は一般質問の機会をいただきまして、心より感謝申し上げます。私にとって初めての壇上であるためか、普段にない緊張感でいっぱいでございます。不慣れではございますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

さて、私は営業という職務に就かせていただき、訪問により、日頃より町民の皆様大変お世話になっております。町民の方とは多種にわたり話す機会も徐々に増えてまいりました。そんな中、このたびの一般質問にあたっては町民の方からいただいた声を中心に質問をさせていただきます。町民の意思を反映させていただきながら、町民の生活のいろいろな問題について話し合い、どう町政を進めていくかを主に、また今後の私の課題も含め質問に入らせていただきます。

日々訪問先を伺っておりますと、ここ数年前から医薬品のジェネリックの使用、及び購入について話される方が多いのに気付かされます。たまたまある一人の女性とお話することができました。その女性がおっしゃるには、当町の医療機関関係者からジェネリックの医薬品について推進するなどという話を聞く機会がありません、と話された言葉が記憶に残っております。国民健康保険では、ジェネリックの薬品を推進するカードも発行されておるようですが、まだまだ町民の方に浸透するまでには至っていないというのが現状ではないかと思われまます。

現在、高齢化社会となった日本の国民医療費は、年に約 1 兆円も増加しているため、国家予算の中でも年々と医療費が膨らみ続けているのが現実です。そんな現状の中、ジェネリック医薬品は医療費削減の効果があると期待されており、国も使用を推進しております。ジェネリックの医薬品をより多く皆様に使用してもらうことにより、患者さんの医療負担がいくらかでも軽減されることを希望することに、そういう考えの中でこの質問にさせていただきます。

第 1、医療費削減の方策を問う、の中で、1、ジェネリック医薬品の使用について、ジェネリック医薬品というのは後発医薬品と申されておりまして、厚生省の許可を得、製造販売されている新薬と同等の有効成分を含む医薬品だといわれております。それについての町の認識度を求めます。

2、町と医療機関の受け止め方について。ジェネリック医薬品の使用を推進することに

よってのメリットを問いたいと思います。

3、町民のジェネリック医薬品に対しての認識度を問いたいと思います。

4、ジェネリック医薬品の推進にあたり、今後の町の考えについて、どのようにしていただけるかについての質問を問います。

第2、新型コロナ第2波の対策についてということで質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の感染が再拡大し、第2波到来が現実のものとなっている今、毎日のようにメディアで報道されている感染者数は、4月、5月の緊急事態宣言のときよりも明らかに多く全国に広がっております。感染拡大を受けて、独自の緊急事態宣言を発令する自治体も増えている現状であります。緊急事態宣言のときは、今だけ辛抱すれば前に戻れるという希望があったため、人々はそれに努力して成功したともいわれています。

しかし、長期化が避けられない中、今後も自粛ばかりを続けていては精神的にもたない人もいであろう。あるいはコロナは大したことはない、自分だけは大丈夫などと自身にいい聞かせ、新しい生活に反する極端な行動にはしる人が増えてしまうかもしれません。

残念ながら私たちの住むこの会津地区にも感染者が出てしまいました。近日、会津の新型コロナウイルス感染者の発生状況を申し上げますと、現在の時点で17名の方が感染者として登録されました。私たちも気が抜けない現実を強いられております。8月19日に発の感染者が出た際、早々と会津若松市長からメッセージが発信されました。我が町のことと置き換えたとするならば、居ても立っても居られない、その状況に思うのが私だけではないと思います。

そして、コロナ感染者と直接関連することは何かというと、やっぱり仕事イコール職場ではないでしょうか。民間の資料によりますと、9月4日現在で新型コロナウイルス感染で倒産した法人及び個人事業主は、全国に489件が判明しております。この現状を直視し、企業と行政が一体となり、今後のコロナ禍対応に前向きに先手を打ってやっていかなければならないと考えるところでございます。

それにつれてコロナの第2波の対策とメンタルヘルスということで質問させていただきます。

1、町民のさらなる予防対策の支援。これは私が通告した時点で、8月25日発行の新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせがありました。町民の皆様へのメッセージ、そして感染症に関する相談窓口、感染症防止の対策方法、いち早く対策本部長の齋藤町長から、町民の皆様へメッセージがしっかりと届けておられました。心強く感じられましたこと、本当にありがとうございます。

今後もこれから町民に、頼れる町でよかったと思っただけのまちづくりをこれから期待したいと思しますので、どうぞ今後の支援について補足説明をお願いします。

2、個人事業、中小企業に感染が出た際の対応ということで、町民のある社長さんからこんな話がありました。坂下町は個人事業主及び中小企業がほとんどです。現在コロナ禍対策として支援金、寄附金、補助金などなど、受付窓口が設置されてる中、ある経営

者からこういう声があがりました。小規模経営の我が社から、コロナ感染者が出たら倒産に追い込まれるだろうな、このような場面に直面した場合、町に相談できる窓口はあるのかと、深刻な顔つきで話されました。

このような不安に導かれる話は、私も同様であります。企業努力といってしまえば終わってしまうような話もありますが、行政と一体となった対策法を求めたいと考えております。

3、町民の方からかが一番多かったのが、この3番でございます。道の駅について、県外からの車両規制についてということで、多く問われました。コロナウイルスの第1波のときに、町民の方からの声であります。なぜ道の駅あいづ湯川・会津坂下では、他県からの車両規制はやらないのですかという声が多くいただきました。車両規制の禁止行為はできないと私自身聞いておりましたが、町民の方への周知はなかったようです。また同じような場面に直面した場合、住民の方への不安を煽らないためにも、はっきりと説明のできる対応を求めます。

以上で質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

1番、目黒克博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の1についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、連日、全国で多くの感染者が確認されています。県内の感染状況については、クラスターの発生を含め、第2波の状況にあるとの認識が示されました。会津管内においても感染者が確認され、増加している状況にあります。

7月以降の県内の新規感染者の多くは、県外との往来による感染や、その濃厚接触者の可能性が高いと分析されていることから、町は、感染が拡大している地域に移動する場合の注意点や日々の暮らしの感染対策について、「町対策本部からのお知らせ」を通じて、毎月2回、町内全家庭に配付し、更なる注意喚起を行っております。

今回の予想もしなかった急激な社会状況の変化は、生活する町民の皆さんの多くに、大きなストレス要因となり、今後も続くことで、さらに心や身体に変調を生じることが懸念されます。

「ウィズコロナ」の中、社会活動・経済活動を維持・再生していく上で、今後も県内、そして管内において感染者が発生することは避けられません。誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があります。

町は、不安や悩みに寄り添う体制を強化しながら、新型コロナウイルスを「正しく恐れる」ことで、町民の皆さんが、冷静な対応や適切な判断に基づく行動をしていただけるよう、今後も情報を収集・提供し、対策支援をしてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

はじめに、第1の1についてお答えします。

本町の国保のジェネリック医薬品利用率、数量ベースですが、令和2年6月診療分で72.8%、前年の令和元年6月診療分では69.1%となっており、前年同月比で3.7ポイントの増加となっております。しかしながら国のジェネリック医薬品使用割合の目標であります2020年度末における80%には届いていない状況にあります。

次に、2についてお答えいたします。

町としてはジェネリック医薬品の使用により、本人の自己負担額及び保険給付費を抑えられることから、ジェネリック医薬品の使用促進について町広報紙に記事を掲載し、また保険証の更新時期にパンフレットを同封するなど周知を図っているところです。

医療機関に対しましては、院内薬局で薬を処方する医療機関と処方箋を発行し院外の保険薬局で薬を処方する医療機関がありますが、町としましてもジェネリック医薬品の利用促進について申し入れを行っているところであります。

次に、3についてお答えいたします。

町のジェネリック医薬品利用率72.8%は、県の利用率80.2%より7.4ポイント低く、また周辺市町村より利用率が低いことから、町民のジェネリック医薬品に対する認識はまだ低いものと考えております。

次に、4についてお答えいたします。

現在、国は市町村の国保に対する保険者努力支援制度により、ジェネリック医薬品の推進についてインセンティブ交付金の対象となっております。また、その利用率の向上は国保保険給付費の抑制にもつながることから、町民に対し、より一層ジェネリック医薬品の使用促進について普及推進を図ってまいります。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第2の2についてお答えいたします。

現在、本町の中小企業及び個人事業主への支援につきましては、飲食店や商業施設に対して、緊急事態宣言中に休業又は時短営業の協力をした店舗を対象とした「営業自粛協力事業者応援金」、営業自粛協力事業者応援金に該当しない中小企業、個人事業者に対して新型コロナウイルス感染防止策を講じた事業者を対象とした「感染対策事業者応援金」での支援を行っております。また、福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定を受け貸付を実行した方を対象とした、保証料自己負担分の2分の1を上限とした補助を行っております。

このような町の対策は、感染予防が主なものでありまして、議員おただしの感染者が発生した際は、感染拡大の防止対策を保健・医療機関との連携のもと収束させることが、最も大事なことであります。何と言いましても、感染予防対策の徹底を図るよう中小企業や個人事業主へ注意喚起を行っていくことが肝要と考えます。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第2の3についてお答えします。

会津管内でも新型コロナウイルス感染症の発症が確認され、事態の収束が見通せない状況が続いている中、県内外から多くのお客様を迎える「道の駅あいづ」には、徹底した感染症対策を講じながらの営業が求められております。

感染症拡大の第1波が到来した期間内のゴールデンウィークには、施設の営業時間短縮やレストランの臨時休業、サーモグラフィ設置による来場者の体温確認、駐車場の入場台数を40台に制限するとともに車両ナンバーの確認を実施してまいりました。

現在もマスク着用や手指消毒、検温、施設内の消毒、3密防止など、新しい生活様式による対策を継続して実施しておりますが、感染症拡大の第2波とされる今後におきましては、お客様と従業員の安全を第一に考え、第1波時と同様の措置により対応してまいります。なお、県外ナンバーの規制につきましては、県外者への偏見を助長することもありますから、第1波同様に駐車総台数の規制により対応してまいりたいというふうに考えております。

◎議長(水野孝一君)

再質問あればお願いします。

◎1番(目黒克博君)

議長、1番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

ジェネリックの薬品の推進にあたりということで、適切な回答いただきました。極端に言えば、この問題について質問というのは、かなり奥の深い内容だとは理解はしております。身近にできることというのは何かということをもまず考えるのであれば、やはり町民の方への広報が第一だというふうに考えております。極端に推進するという言葉を、そのものだけで終わってしまうのではなく、町の広報を定期的に、町民の方への理解を深めていただきながら、そして医療関係機関の方にも推進の必要性、やっぱりその辺の話うしていただければというふうに感じております。

あとご年配者の方に対しての、そのジェネリックに対してのご理解、これもまた必要ではないかというふうに考えております。うちも高齢者、両親二人おりますが、ジェネリックって何だ、知ってるか、何だそれという話を伺います。うちばかりではないと思います。これもやはり各自説明をする必要性もあるのではないかというふうには感じていますが、その目で見える広報も必要かということで、町からも広報としてその資料を求めたいというふうに考えております。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

ジェネリック医薬品についてもう一度整理したいと思いますけれども、主なメリット、一番のメリットというのは、やはりご本人の薬代の負担が減ることになります。その結果、医療費全体の削減にもつながるということになります。ジェネリック医薬品には後発医薬品ということで、その中では薬の形状とか大きさも変えた中で、先発医薬品よりも飲みやすくなってるような薬もあります。しかしその一方で、添加物とか、製法の違いによって効きの良し悪しとか、あと副作用についても若干あるというような意見もあります。

そういった中で、厚生労働省のほうでは、2013 年にまとめたレポートがあるんですが、後発品のさらなる使用促進のためのロードマップという中で、国民が後発品を使用することによって自己負担の軽減だけではなく、医療費全体の抑制、ひいては患者自身の保険料等の負担軽減となる後発品の促進の意義への理解が不足しており、後発品の促進の意義、それからメリットについて保健医療機関、保険薬局、国民に対してさらなる理解の促進が必要であるというふうに表記されております。

したがいまして、町としまして、今後は説得力のあるような、そして誰でもわかりやすいような内容で、広報等で説明していきたいと思っております。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

今後とも持続して、継続は力なりでございます。どうぞ町民の皆様への広報をお願いしたいというふうに考えます。ジェネリックの件に対してはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

第 2、事業主及び中小企業に感染者が出た際の対応ということで、説明をいただきましたが、その社長さんが言うには、その相談窓口というのは実際にあるのかということの内容だったものですから、町のね、町の相談窓口というのはあるのかということがあったものですから、それに対する質問をしたつもりでしたが、その辺のご回答をお願いしたいなということであります。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、毎月 2 回、町対策本部からのお知らせを通じて注意喚起を行っておりますということで回答しましたけれども、町対策本部ということで、生活課のほうが中心になってやっております。何かご意見とかご質問等あれば、こちらのほうで取り次ぎまして、ご回答とかしたいというふうに、そういうような流れとなっております。

なお、コロナウイルスに対しましては、皆さん非常に不安をお持ちのところがあるかと思います。それはその背景としまして、やはり特効薬とか、ワクチンがなかったりとか、そういったことが不安の要因となっております。そしてマスコミもそれに対して、恐怖とか不安を煽るような報道だけが目立っておりますので、私どもとしましては、この町対策本部のお知らせの中で、できるだけ正しい内容で皆さんの不安をなくすような努力で、今後もお知らせを続けていきたいと思っております。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

今の内容というか、質問の内容なんですけど、町としては経営内容の協力ということはないということによろしいんですね。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

経済対策ということだと思うんですが、経済、コロナの感染が出た際の町のその経済対策ということでお答えしたいと思います。まず、コロナウイルス対策の特別貸付で、現在でもありますセーフティーネットという借り入れも、今、実施しております。こちらのほうをまずは活用していただきたいというようなことで考えております。

それで、コロナ感染者が出た際のその支援策というのは、国、及び県のほうでも、まだ示されていない状況であります。町としましては、国、県の動向を注視していきたいと、注視していきたいということで考えております。以上でございます。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番(目黒克博君)

そういう企業がそういうことになれば、どうぞ支援のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

3 番の道の駅の車両規制についてでございます。今ご説明いただきました内容も、私になりには理解できました。ただ、住民の方への説明というものをもう少し周知していただければというふうに私は思うんですが、その辺をお願いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

隣接する住民の方々に対しましては、県外車の車両規制自体ではなくて、道の駅での継続的な営業が、来場者、または従業員、また近隣の皆様にも安心いただけるような体制で営業していますという広報については、していかなければならないというふうに考えております。今現在も道の駅で対策を講じて営業しておりますので、町の広報、またコロナの通信などを活用しまして、町民の皆様にも周知をしていきたいというふうに考えております。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

住民の方に対しては、規制という言葉、多かったものですから、その辺の理解度がやっぱり浸透しなかったということに私は理解してます。

とにかく、感染ということを念頭にあげるのであれば、もっとその辺を理解のできる説明といえますか、それを住民のほうに浸透させていただければというふうに思ってますので、今後ともその辺の周知はお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、目黒克博君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

明日 8 日は、午前 10 時より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

8 日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

◎議会事務局長（佐藤仁一君）

事務局より連絡申し上げます。

4 時 20 分より大会議室におきまして、議員のみによる議会運営委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

繰り返します。4 時 20 分より大会議室におきまして、議員のみによる議会運営委員会を開催いたしますので、ご参集願います。以上です。（散会 午後 4 時 11 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 7 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員